

第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画

(2008~2010年度)

川 崎 市

2008 (平成20) 年3月

目 次

第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画の策定にあたって	1
1 行動計画策定の目的	1
2 行動計画策定の経緯と背景	1
3 これまでの取組の成果と課題	3
4 計画の位置づけ	5
5 計画期間	6
行動計画の理念と目標	7
1 理念	7
2 基本目標	7
3 施策の方向	9
推進施策	10
1 子どもの相談及び救済の充実	10
2 子どもの意見表明・参加の促進	14
3 子どもの居場所づくりの推進	17
4 子どもの権利に関する意識の向上	20
推進体制	22
施策の検証及び評価	22
計画の見直し	23
補足資料	24
資料	31

第 2 次川崎市子どもの権利に関する行動計画の策定にあたって

1 行動計画策定の目的

少子化の急速な進展は、国における社会経済への影響のみならず、子どもの育ちや子どもを育てる環境へも大きな影響を及ぼしております。また、いじめや児童虐待などの子どもに対する人権侵害は一向に減っておりません。

本市は、1989（平成元）年に国連の総会で採択された、「児童の権利に関する条約」（日本は 1994 年に批准）の趣旨を踏まえて、2000（平成 12）年に、全国に先駆けて川崎市子どもの権利に関する条例（以下「子どもの権利条例」という。）を制定しました。

本計画は、子どもの権利条例制定後のこれまでの取組や検証結果を踏まえ、子どもの権利条例第 36 条に基づき、総合的に子どもの権利保障を図るため策定するものです。

2 行動計画策定の経緯と背景

（1）子どもの権利条例施行後のこれまでの取組

本市では、子どもの権利条例を、2001（平成 13）年 4 月に施行し、子どもの権利を保障するため、川崎市人権オンブズパーソンの設置、川崎市子ども会議の開催、川崎市子ども夢パークの開設、学校における子どもの権利学習、学校教育推進会議の設置等の新たな取組を展開するとともに、また、子どもの権利条例の趣旨をいかしたさまざまな取組を実施してきました。

これらの施策や取組を横断的・総合的に推進するために、庁内に川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会子どもの権利施策推進部会を設置し、施策の調整を図っております。また、子どもに関する施策の効果・成果・課題を客観的な視点から検証するため、子どもの権利条例第 38 条に基づき、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を設置しました。

このように、子どもの権利条例施行後は、着実に子どもの権利保障を推進するとともに、客観的な視点で施策の成果等について検証しております。

（2）第 1 次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定まで

子どもの権利条例施行後、第 1 期権利委員会へ「川崎市における子どもの参加について」の検証及び「子どもの権利に関する行動計画について」の意見を求めました。これに伴い、本市における子どもの権利保障の実態を把握するため、2002（平成 14）年 3 月に「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」

を実施しました。また、第1期権利委員会からの依頼に基づき、「子どもの参加について」の自己評価を実施し公表しました。

第1期権利委員会は、これらの報告を基に市民、子ども、行政職員と対話しながら、総合的に審議した結果を、「川崎市における子どもの参加に関する検証結果について」(2003(平成15)年11月、答申)、「川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けて～子どもの意見表明・参加を中心に～」(2004(平成16)年8月、答申)としてまとめております。

本市では、これらの答申を踏まえ、2005(平成17)年3月に、3年間の実行計画である「川崎市子どもの権利に関する行動計画～子どもの意見表明・参加を中心に～」(以下、「第1次行動計画」という。)を策定しました。

(3) 第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画の策定に向けた検討

第1次行動計画策定後は、毎年この計画に位置づけた事務事業の進捗状況を調査し把握するとともに、着実に取組を進めてきております。

同時に、第2期権利委員会へ「川崎市における子どもの居場所と活動拠点づくりについて」の検証を求め、第2回目の「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施しました。第2期権利委員会から、2006(平成18)年10月に、子どもの居場所の検証結果についての答申を受け、2007(平成19)年3月に本市の施策を見直し措置を公表しております。

さらに、2006(平成18)年9月には、2008(平成20)年度以降の総合的な行動計画の策定が課題になっていることから、第2期権利委員会へ意見を求めました。

第2期権利委員会では、第1次行動計画の進捗状況、第2回目の実態・意識調査結果、子どもの居場所と活動拠点づくりにおける市の措置報告、社会的に大きな課題となっている子どもの相談・救済における本市の取組状況等を調査・審議し、その結果を2007(平成19)年6月に、「川崎市子どもの権利に関する行動計画について～子どもの相談・救済及び居場所を中心とした総合的な行動計画の策定に向けて～」(答申)としてまとめております。

この答申を踏まえ、全庁的な事業調査を実施するとともに、庁内推進組織である子どもの権利施策推進部会及びその下に行動計画作成部会を設置し、総合的に施策の調整を図るなど検討を重ねてきました。

3 これまでの取組の成果と課題

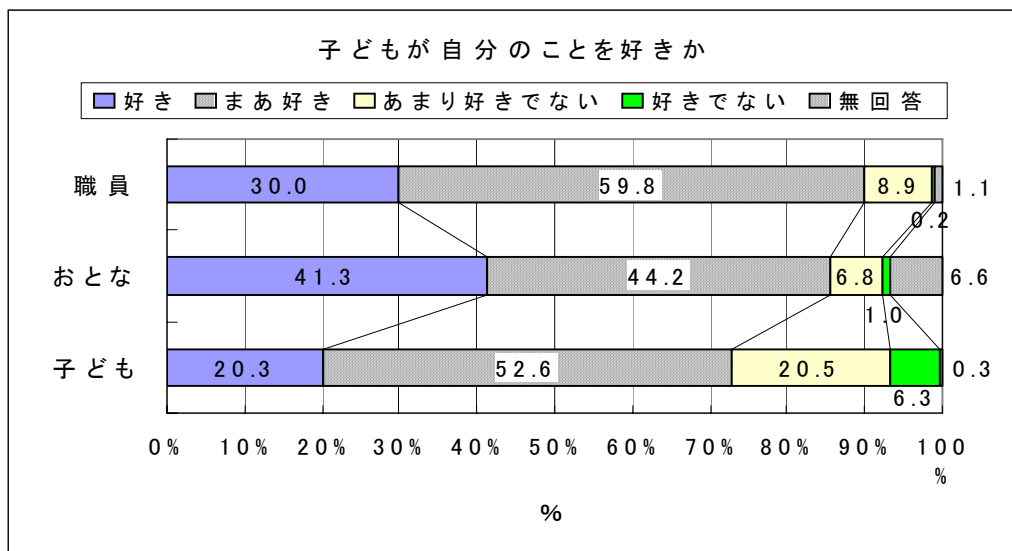
本計画案の作成にあたっては、権利委員会による検証結果や実態意識調査が

ら見える本市のこれまでの取組の成果及び課題を踏まえ、今後3年間に進めるべき施策を整理しています。

これまでの調査や検証から得られた成果としては、主に次のことが挙げられます。

(1) 子どもの自己肯定感の高比率

資料編 33ページ(川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査)



(注)「職員・おとな」への質問は、「あなたは『子どもが自分自身のことをどのくらい好きと思っている』と思いますか。」でした。

なお、資料編38ページにあるように、子どもが自己肯定感を取り戻し、前向きに自分自身と向き合うことができるようになったという、学校における子どもの権利学習による効果の例も報告されています。

(2) 組織の横断的な連携により権利保障の取組

2003(平成15)年度から、局間の横断的な調整・連携により、児童相談所一時保護所に入所している児童・生徒に対して、学習室を整備し、教育委員会から講師を派遣して入所中の子どもの学習権保障の取組を進めています。

また、児童養護施設に入所する子どもに対して、神奈川県、横浜市と共同で「権利ノート」を作成し、川崎市においては、人権オンブズパーソンへの相談はがきを綴じ込んで配布しています。

(3) 子どもの身近な生活の場での取組

2006(平成18)年度に区役所にこども総合支援担当を設置し、行政区を単位とした子どもに関する施策の課題整理を行い、こども相談窓口の開設など、子どもの権利を保障する担い手への支援、子どもへの支援がより身近な生活の場

で進んできています。

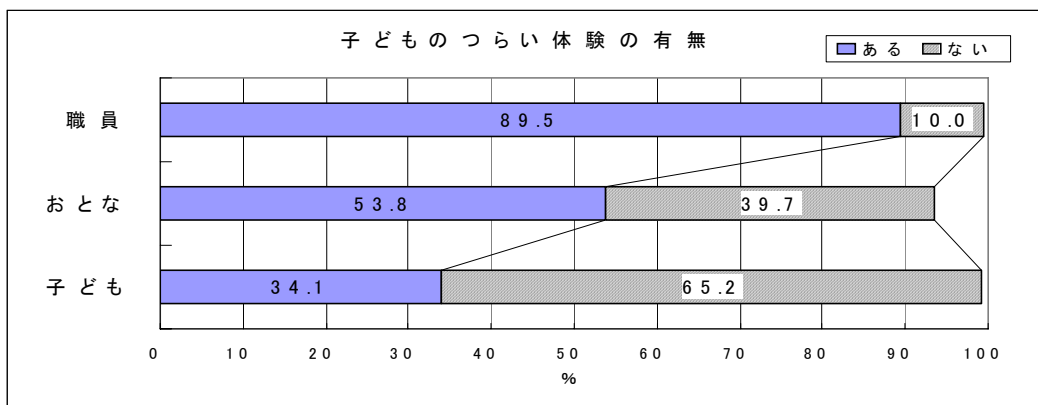
(4) 市民グループ等との連携・協働

かわさき子どもの権利の日事業を市民と連携・協働で進めていく中で、市民グループである「かわさきチャイルドライン」による電話相談が毎年継続して実施されるなど、子どもの権利を保障する担い手である地域のおとなの活動が根付いてきています。

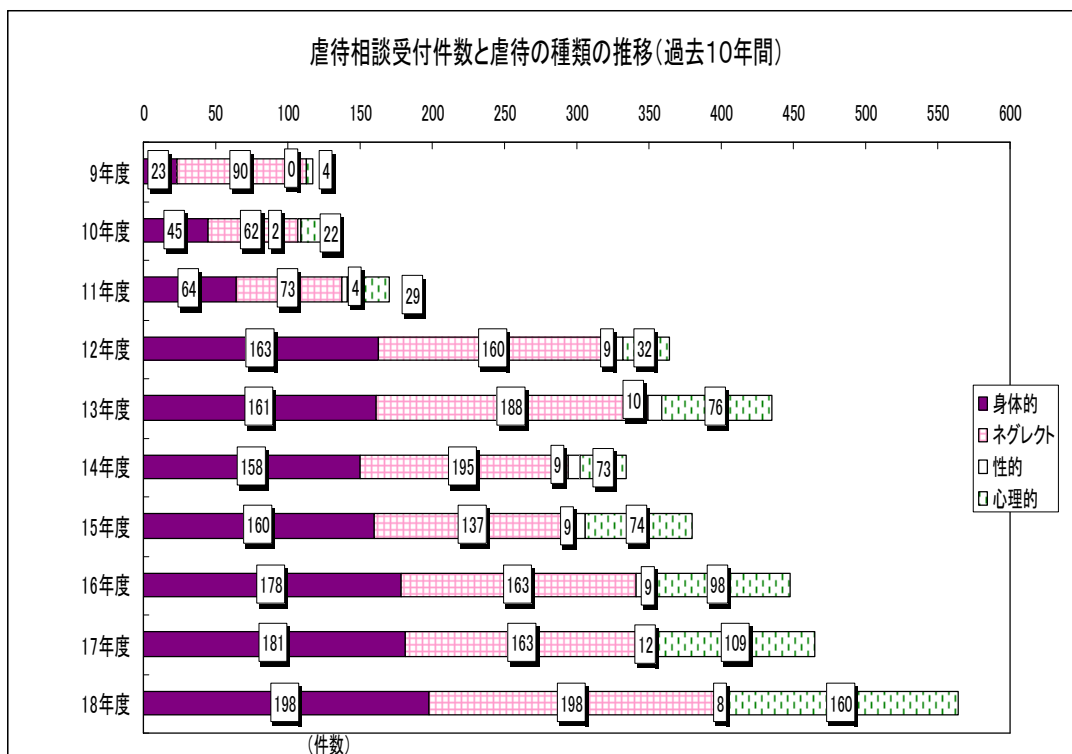
課題としては、主に次のようなことが挙げられます。

(1) つらい思いをしている子どもが依然として多い

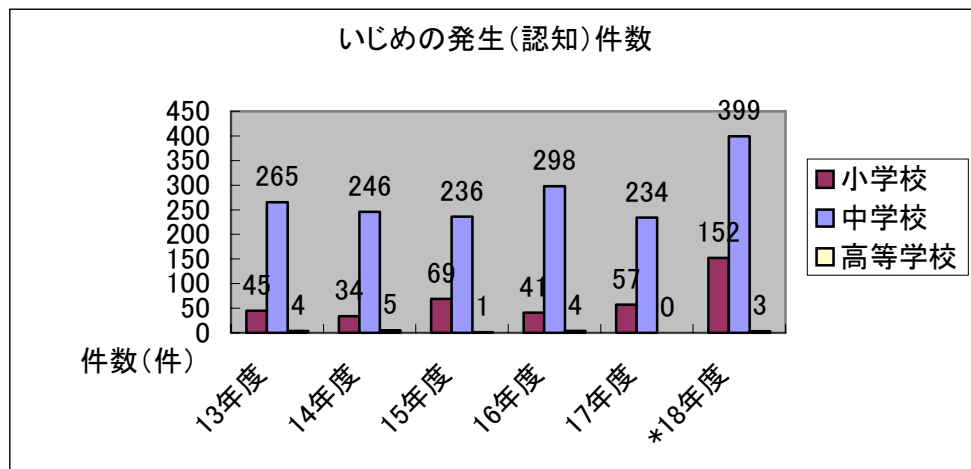
資料編 31ページ(出典:「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」)



資料編 34ページ(出典:「児童虐待に関する報告」)

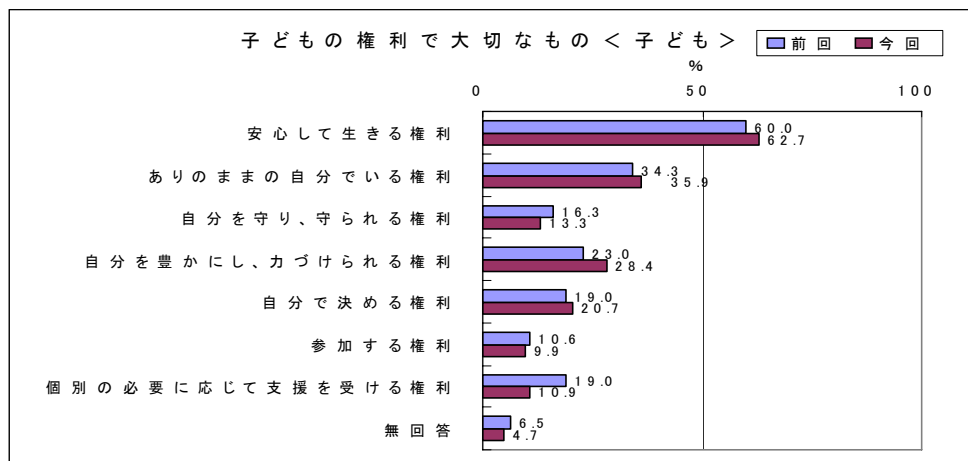


資料編 36 ページ(出典:「児童生徒の問題行動等児童生徒指導上の諸問題に関する調査」)



(2)参加の権利について大切だと思う子どもが依然として少ない

資料編 30 ページ(川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査)



以上のような成果や課題を踏まえ、子どもの権利条例に基づく施策を着実にかつ総合的に進めることが重要であり、第2次行動計画を策定するものです。

4 計画の位置づけ

本計画は、川崎市新総合計画における基本政策「人を育て心を育むまちづくり」の下に進められている基本施策「人権・共生施策の推進」の施策課題である「子どもの権利施策の推進」に位置づけられています。

また、川崎市人権施策推進基本計画にも位置づけられており、川崎市次世代育成支援対策行動計画、かわさき教育プラン、川崎市青少年プラン等と子ども

の権利の視点で調整を図っています。

5 計画期間

2008（平成20）年度～2010（平成22）年度までの3年間とします。

川崎市新総合計画の実施計画が3年間であること、また、子どもをめぐる社会環境の変化が激しいことなどを考慮し、本計画の期間を3年間とします。

* 川崎市子どもの権利に関する条例では18歳未満を子どもとしています。

行動計画の理念と目標

1 理念

子どもの権利を尊重するまちづくり

子どもはその権利を尊重されるなかで、人としてのあり様を学び、他者の権利についても理解を深め、社会の一員としての自覚や態度を育てていきます。乳児期、幼児期、学齢期、義務教育修了後年代とそれぞれのライフステージにおいて保護され養育され、その成熟と成長にふさわしい支援を受けながら、子どもが権利の主体として育ち、学び、参加していくことが重要です。川崎市におけるこれまでの取組を踏まえ、子どもの権利条例の前文及び第2章に謳っている「人間としての大切な子どもの権利」を尊重したまちづくりを推進します。

2 基本目標

目標1 子どもの自己肯定感の向上

子どもや若者の「生きる力」や「参加する意欲」の低下の問題が指摘され、その背景に子どもの成長過程における自己肯定感の存在が注目されています。自己肯定感は、「ありのままの自分を肯定的に捉え、自分の存在を価値あるものとして誇ることができる気持ち」であり、自尊感情とも言われております。

子どもの権利条例の第2章は、条例案づくりに参加した子どもの思いを受け止めて、「人間として大切な子どもの権利」として7つの項目にまとめています。その一つに、「ありのままの自分である権利」があります。これは、「個性や他の者との違いを認められ、人格を尊重されること」などの子どもの願いや思いが込められたもので、自己肯定感の育成を推進しようとしたものです。

本市においては、かわさき教育プランで、「子どもたちが自分を肯定し、自尊感情や自信をもって生きるとともに、他者を尊重する力を育む」施策を推進し、次世代育成支援対策行動計画では「一人ひとりの子どもを尊重する」という基本的な視点で、子どもと親等を支援する施策を進めています。

子どもが自らの存在を肯定的に捉える感情を育み、社会への関わりや参加を主体的にかつ能動的にできるよう子どもへの支援を充実します。

目標2 子どもの安心の保障

いじめや虐待など、子どもをめぐる深刻な問題は後を断たず、子どもの安心を奪っています。

また、子どもの問題の解決にあたって、おとなが、当事者である子どもの思いを受け止める余裕を失ってしまったり、おとなの価値観や考えで判断してし

まったりすることも起こります。

子どもの思いや考えを受け止め尊重していこうとするおとなの姿勢が、子どもに安心感を与え、子どもの本当の思いを引き出すために重要となります。子どもが、安心して生きていけること、安心して自己を表現したり活動したりできることなど、子どもの安心の保障に努めます。

目標3 子どもとおとなのパートナーシップの推進

子どもは未だ成熟していないなどの理由で、家庭や地域の中で、その力や存在を正当に評価されないことがあります。しかしながら、子どもは、おとなが気がつかない視点を提供してくれたり、おとなが忘れていた感性を呼び起こしてくれたり、おとなにとって重要な存在です。

また、子どもは、急におとなになるわけではありません。それぞれの成熟や成長に応じた支援を受け社会に参加していく中で、役割や責任を認識していきます。

子どもを、社会を構成する一員として、ともに社会を創っていく存在として捉え、家庭、育ち・学ぶ施設、地域の中で子どもとおとなが互いに尊重し合える関係を築けるよう、パートナーシップを推進します。

以上のような、理念及び基本目標の下に施策を推進します。

3 施策の方向

(1) 子どもの相談及び救済の充実 (推進施策1～7)

子どもへの権利侵害への対応においては、子どもは権利侵害をされているあるいは“している”という認識が持ちにくいこと、また、その状況を説明したり伝えたりする力が十分でないことなど、子どもの特性に留意し対処するとともに、権利侵害の早期発見に努めます。子どもからの相談や子どもの救済にあたっては、子ども自身が解決の主体となり力をつけられるよう支援に努めます。また、子ども同士の事案の解決にあたっては当事者同士の関係の修復に努め、子どもの自己肯定感が高まるよう相談及び救済の施策を充実します。

(2) 子どもの意見表明・参加の促進 (推進施策8～13)

子どもの成熟と成長にふさわしい配慮・助言を行い、子どもの自主的・主体的な活動を支援します。子どもが生活するさまざまな場面において、子どもの意見や思いが受け止められるとともに、子どもの活動や意見が尊重され正当に評価されるよう努めます。また、遊び、学び、文化・芸術活動、社会活動への参加を促進します。

(3) 子どもの居場所づくりの促進 (推進施策14～18)

子どもの居場所においては、子どもの安心と安全を確保するとともに、子どもが失敗したり挑戦したりしながら豊かな経験を積み、力をつけ育つことを支援します。また、子どもに関わるおとなが子どもの思いを受け止め、子ども同士や子どもとおとなの豊かな関係性を築けるような居場所づくりを促進します。

(4) 子どもの権利に関する意識の向上 (推進施策19～21)

一人ひとりの子どもが、自らの権利を認識し、正当に行使する力がもてるよう子どもの学習を支援します。また、子どもが一人の人間として尊重され、権利を享受し行使する主体であるという認識を深めるため、おとなに対する広報・啓発を充実します。

推進施策

施策の方向 1 子どもの相談及び救済の充実

<子どもへの支援>

推進施策 1 子どもが直接相談できる機関について、子どもに分かりやすく、具体的な広報を実施するとともに、子どもが安心して容易に相談できるよう体制や環境の整備を進めます。

子ども自身がいじめや体罰等を受けたときに S O S を発せられるよう支援します。

[具体的な取組]

子どもに直接配付している各種相談カードの配布時期・方法を工夫するとともにホームページ等の子ども向け広報を工夫します。(市民・こども局 / 市民わがまま事務局・ / 教育委員会事務局)

子どもたちが人権オンブズパーソンを身近に感じられるよう学校や子どもに関わる施設に人権オンブズパーソンが出向いて行なう広報・啓発事業を充実します。(市民わがまま事務局)

推進施策 7

スクールカウンセラーを充実させ、学校での活用を推進します。また、24 時間電話相談を実施します。(教育委員会事務局)

子ども自身が気軽に相談できるようこども相談窓口の充実に努めます。(区役所)

推進施策 4・6

思春期保健相談を充実します。(市民・こども局 / 区役所)

推進施策 2 子どもの救済にあたっては、子どもの最善の利益の確保の原則に基づき、適正な処遇に努めます。

児童相談所の一時保護所をはじめとした、子どもの権利擁護のための施設整備を進めます。

[具体的な取組]

人権オンブズパーソンの機能等を充実し、子どもの最善の利益の確保に努めます。(市民わがまま事務局) 推進施策 7

北部地域における児童相談所の開設準備を進めます。(市民・こども局)

児童養護施設の整備に向けた取組を推進し、児童ファミリーグループホーム及び里親制度の拡充を図ります。(市民・こども局)

児童相談所一時保護所において、男女別処遇事案別の対応ができるよう居室環境の整備を図

ります。(市民・こども局)

学校における子どもの処遇に関し、適正手続きを確保します。(教育委員会事務局)

< 個別の支援を必要とする子どもへの支援 >

推進施策3 障害のある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども等、個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施し、救済体制整備に向けた取組を進めます。
DV被害者の子どもに関する実態の把握に努めます。

[具体的な取組]

発達障害を含む障害児の専門的な相談支援を行なう中核としての4ヶ所目の地域療育センターを開設し、障害のある子どもに関する相談体制を整備します。(市民・こども局)

発達障害者支援センターを開設し専門相談やネットワークの構築を図ります。(市民・こども局)

こころの健康に起因する諸問題について思春期外来診療を実施します。(病院局)

発達障害等の子どもを対象として、精神衛生外来診療を実施します。(病院局)

学校における心の健康相談を支援します。(教育委員会事務局)

多様な文化的背景を持つ子どもへの支援を充実します。(教育委員会事務局)

川崎市適応指導教室(ゆうゆう広場)を充実します。(教育委員会事務局)

不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンドの充実を図ります。(教育委員会事務局)

(仮称)DV対策行動計画の策定においてDV被害者の子どもの実態を把握します。(市民・こども局)

児童養護施設に入所する子どもに対して子どもの権利ノートの趣旨の周知に努めます。また、施設管理者に対して、子どもの権利ノートを活用するよう働きかけます。さらに、里親家庭用の子どもの権利ノートの作成に向けて努力します。(市民・こども局) 推進施策20

区役所における相談において、個別の支援を必要とする子どもに関わる取組を充実します。(区役所)

<子どもの権利を保障する担い手への支援>

推進施策4 子どもへの権利侵害を防止し、被害を回避するために、子どもの権利についての社会的な認識を高めるような広報・啓発に努めるとともに、子育て中の親等が安心して相談できるよう体制を一層充実させます。

[具体的な取組]

子どもの権利に関する認識を深めるため、親、教職員をはじめとしたおとなを対象とした学習機会の提供、情報提供、研修等を充実します。(市民・こども局/教育委員会事務局/区役所)

推進施策13、21

区役所における子どもに関する相談体制を充実し、親等への支援を強化します。(区役所)

推進施策1・6

こども家庭センターにおけるスーパーバイザー機能を充実し、区役所との連携を進めます。(市民・こども局/区役所)

要保護児童対策地域協議会をとおして、子どもの相談・救済体制の整備を進めます。(市民・こども局)

児童家庭支援センターにおける相談事業、里親養育相互援助事業、子育て短期利用事業を進めます。(市民・こども局)

推進施策5 学校において、子どもからのSOSを適切に受け止められるよう、教職員の意識の向上を図り、体罰によらない子どもへの対応が徹底されるよう教職員への啓発に努めます。特にいじめや虐待を受けている子どもに対して、学校内で速やかに対応できるような体制を整備します。

[具体的な取組]

教職員の意識の向上を図り、体罰の禁止を徹底します。また、区を単位とした、学校支援を強化します。(教育委員会事務局)

学校巡回カウンセラーを拡充するなど教職員を支える体制をつくり、学校でのいじめ・虐待の早期発見、迅速な対応及び防止に努めます。(教育委員会事務局/市民・こども局)

< 子どもの生活に即した身近な相談体制の充実 >

推進施策 6 区役所を中心とした子どもの生活における身近な場所での相談体制を充実し、子どもへの権利侵害の防止に努めます。

[具体的な取組]

子ども自身が安心して気軽に相談できるようこども相談窓口の充実に努めます。(区役所)

推進施策 1・4

子育てがづらい等問題を抱えている母子を対象に、グループカウンセリング等の支援を充実させます。(市民・こども局/区役所)

虐待予防・発達障害児への支援に取り組むため乳幼児健康審査の受診率の向上を図ります。(市民・こども局/区役所)

妊娠・出産から新生児育児にかかる母子相談事業、母子訪問事業を充実します。(市民・こども局/区役所)

乳幼児が健やかに育つよう支援するため、母子保健指導者研修を実施します。(市民・こども局/区役所)

子どもの成長を連続的に支援するための幼稚園・保育園・小学校の連携を進めます。(区役所/教育委員会事務局)

< 人権オンブズパーソン機能の充実 >

推進施策 7 人権オンブズパーソン制度において、子どもが相談しやすい体制を整備し、子どもの最善の利益の確保に努めます。また、人権オンブズパーソン機能を充実します。

[具体的な取組]

子どもに直接配付している各種相談カードの配布時期・方法を工夫するとともにホームページ等の子ども向け広報を工夫します。(市民オンブズマン事務局) 推進施策 1

子どもたちが人権オンブズパーソンを身近に感じられるよう学校や子どもに関わる施設に人権オンブズパーソンが出向いて行なう、人権オンブズパーソン子ども教室の推進及びその他の関連事業を充実します。(市民オンブズマン事務局) 推進施策 1

人権オンブズパーソン等の制度の研究を行い、機能強化に向け検討します。(市民オンブズマン事務局)

人権オンブズパーソンの活動が分かりやすく伝わるよう報告書の内容を検討します。(市民オンブズマン事務局)

子どもを人権侵害から早期に救済するため、関係機関・団体等との連携の充実に努めます。(市民オンブズマン事務局)

施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進

< 子どもへの支援 >

推進施策8 川崎市子ども会議を活性化し、行政区子ども会議や中学校区子ども会議等との効果的な連携を図るなど、市政への子どもの意見表明・参加を促進します。

[具体的な取組]

川崎市子ども会議、行政区・中学校区子ども会議において、子どもの意見表明の場を確保するとともに、子どもを支える体制の整備に努めます。(教育委員会事務局)

行政区子ども会議等と連携し、子ども集会を開催するなど、子どもの交流を支援します。(教育委員会事務局)

川崎市子ども会議のホームページ等の広報を充実し子どもの参加を促進します。(教育委員会事務局)

推進施策9 学校における、子どもの意見表明・参加を促進します。

[具体的な取組]

学校教育推進会議等、学校における子どもの意見表明・参加の取組及びその効果を集約し、学校での実践を支援します。(教育委員会事務局)

子どもの権利学習を充実し、子どもの参加意欲を促進します。(教育委員会事務局)

推進施策10 地域において子どもが自発的に、文化的、社会的活動に取り組めるよう情報の提供など環境整備に努めます。

[具体的な取組]

「こどもページ」をはじめとした、市公式ホームページ上の子ども向けの情報提供を充実します。(市民・こども局ほか)

子どもの視点での情報発信を進めます。(市民・こども局)

子ども夢パークにおいて、子どもの自主的・自発的活動が進むよう支援します。(市民・こども局)

子ども向けの広報や副読本を作成するなど子どもの社会参加につながる啓発事業を推進します。(財政局ほか)

< 個別の支援を必要とする子どもへの支援 >

推進施策 1 1 児童養護施設などで生活している子ども、多様な文化的背景をもつ子ども、障害のある子ども、不登校の子ども等、個別に支援を必要としている子どもの意見表明・参加を図るための情報提供などサポート体制の整備をさらに進めます。

[具体的な取組]

児童相談所の一時保護所に入所している子どもへの学習支援の取り組みを進めます。(市民・こども局 / 教育委員会事務局)

外国籍親子育児教室の開催・外国語版母子健康手帳の配布・通訳ボランティアの派遣等の保健サービス支援事業を実施します。(市民・こども局 / 区役所)

地域における、多文化共生に関わる取組を支援します。(教育委員会事務局・区役所)

学校、幼稚園、保育園、こども文化センター・わくわくプラザ等で作成するお知らせにルビ振りを推進し多文化・多言語に配慮した取組を進めます。(教育委員会事務局 / 市民・こども局)

統合保育、特別支援教育、生涯学習を推進し、障害のある子どもの意見表明・参加を支えます。(市民・こども局 / 教育委員会事務局)

障害のある子どもが地域活動に参加しやすいよう障害児タイムケア事業を始めとした各種障害福祉サービスを整備します。(市民・こども局) 推進施策 1 5・1 7

「こころのかけはし相談員」の配置、全中学校へのスクールカウンセラーの配置等を通して、不登校の子どもへの支援に努めます。また、不登校に陥らないよう対策を進めます。(教育委員会事務局)

推進施策 1 2 乳幼児が、安心して周りのおとなとかかわりが作れ、子ども同士の交流が持てるような環境を整備し、乳幼児を持つ親等への支援を充実します。

[具体的な取組]

地域や関係機関との連携で、乳幼児を持つ親が子どもの思いを受け止め、安心して子育てができるよう支援を充実します。(区役所)

地域子育て支援センターを充実します。(市民・こども局)

こども文化センターにおける子育て支援事業を充実します。(市民・こども局)

すくすく子育てボランティア事業を進めます。(市民・こども局 / 区役所)

母子手帳の交付及び両親学級の開催を通じて子どもの権利の広報啓発を進めます。(市民・こども局 / 区役所)

保育園において子どもの権利についての保護者への周知を図ります。(市民・こども局)

<子どもの権利を保障する担い手への支援>

推進施策 1 3 子どもの意見表明・参加の意義やその支援のあり方などについての啓発に努めます。

[具体的な取組]

川崎市子ども会議サポーター養成講座等を通して、地域における子ども参加を支える人への支援に努めます。(教育委員会事務局)

かわさき子どもの権利の日事業を充実します。(市民・こども局) 推進施策 2 1

子どもの権利に関する認識を深めるため、親、教職員をはじめとしたおとなを対象とした学習機会の提供、情報提供、研修等を充実します。(市民・こども局/教育委員会事務局/区役所)

推進施策 4、2 1

児童養護施設等の職員及び里親への研修を充実します。(市民・こども局)

施策の方向3 子どもの居場所づくりの推進

<子どもへの支援>

推進施策14 子どもが利用する施設においてその運営や事業等に、子どもたちの参加を一層進めます。また、子どもたちが安心して過ごせるよう環境の整備を進めます。

[具体的な取組]

「子ども夢パーク子ども運営委員会」及び「子ども夢パーク運営委員会」を充実します。また、「夢パーク通信」などの広報事業への子どもの主体的な参加を進めます。(市民・こども局)

こども文化センターにおける「子ども運営会議」の充実を支援します。また、こども文化センターだよりの作成、事業の企画・実施に子どもの意見を反映させるなど子ども参加を推進します。(市民・こども局)

こども文化センター及びわくわくプラザ室の狭あい解消等施設整備を進めます。(市民・こども局)

青少年教育施設において、子どもの意見を施設運営等に取り入れられるよう意見聴取に努めます。(市民・こども局)

推進施策15 地域における中学生・高校生年代の子どもの居場所づくりを推進します。

[具体的な取組]

子ども夢パーク事業において音楽スタジオを利用する子どもへの支援を充実させるなど、中学生・高校生年代の居場所づくりを推進します。(市民・こども局)

中学生・高校生年代の子どもの対象とした文化・芸術活動をとおして、子どもの居場所づくりを推進します。(市民・こども局)

こども文化センターの中学生・高校生年代の居場所づくり事業を推進します。(市民・こども局)

障害児タイムケア事業を始めとした各種障害福祉サービスを充実します。(市民・こども局)

推進施策11・17

< 個別の支援を必要とする子どもへの支援 >

推進施策 16 不登校の子どもが安心していられる場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援に努めます。

[具体的な取組]

川崎市適応指導教室（ゆうゆう広場）を充実します。（教育委員会事務局） 推進施策 3
不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンドの充実を図ります。（教育委員会事務局） 推進施策 3

子どもに最もふさわしい支援を行なうため、不登校対策連絡協議会を充実し、特定非営利活動法人を含む関係機関等との連携を進めます。また、不登校の子どもの居場所づくりを推進します。（教育委員会事務局 / 市民・こども局）

推進施策 17 子どもが利用する施設等のバリアフリー化を進め、障害のある子どもが活動しやすくなるよう環境を整備し、子ども同士の交流を進めます。

[具体的な取組]

子どもが利用する施設のバリアフリー化を進めます。（市民・こども局 / 教育委員会事務局）

障害児タイムケア事業をはじめとした各種障害福祉サービスを充実します。（市民・こども局） 推進施策 11・15

特別支援教室や特別支援学校の充実を図り、障害に関する理解を深めるため、子どもの相互交流を進めます。（教育委員会事務局）

< 子どもの権利を保障する担い手への支援 >

推進施策 18 子どもの居場所において、子どもの思いや状況に配慮した対応が行なえるよう、職員への研修、情報提供を充実し、相談・救済機関や関係機関との連携が進むよう支援します。

[具体的な取組]

子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザにおけるスタッフを対象とした子どもの権利に関する研修等を支援します。（市民・こども局）

校長会、保育園長を対象とした研修会を開催します。（教育委員会事務局 / 市民・こども局）

私立幼稚園への啓発に努めます。（教育委員会事務局）

青少年育成団体、社会教育関係団体、子どもに関わる活動をしている市民グループ及び関係機関への情報提供を充実させるとともに、連携を進めます。(市民・こども局/教育委員会事務局)

学校においてスクールカウンセラーの活用を進め、教職員の研修を充実します。(教育委員会事務局)

子育てに関する情報交換を充実し、関係団体・機関等のネットワーク化を推進します。(区役所)

施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上

<子どもへの支援>

推進施策19 学校における権利学習を進めます。また、子どもが学校や学校以外の場で子どもの権利について学習ができるよう条件整備と支援を進めます。

[具体的な取組]

カリキュラムの中での位置づけと工夫、教材の開発、教育・学習方法の研究等への支援を充実させます。(教育委員会事務局)

権利学習講師派遣事業及び権利学習についての資料等を充実します。(教育委員会事務局)

川崎市子ども会議や子ども夢パークにおける子どもの権利学習を支援します。(教育委員会事務局/市民・こども局)

「こどもページ」を充実します。(市民・こども局)

<個別の支援を必要とする子どもへの支援>

推進施策20 個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について気づいたり学んだりできるよう支援します。

[具体的な取組]

日本語指導協力者派遣事業を推進します。(教育委員会事務局)

個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について学習する際にその方法を工夫します。(教育委員会事務局)

児童養護施設に入所する子どもに対して子どもの権利ノートの趣旨の周知に努めます。また、施設管理者に対して、子どもの権利ノートを活用するよう働きかけます。(市民・こども局) 推進施策3

<子どもの権利を保障する担い手への支援>

推進施策21 学校や社会教育の实践及び母子保健事業等により、親等を対象とした子どもの権利に関する学習を進めるなど啓発を進めます。また、子どもの権利について理解を深めるため、職員に対する啓発及び研修を充実させます。

[具体的な取組]

かわさき子どもの権利の日事業を充実します。(市民・こども局) 推進施策13

子どもの権利の日週間を中心とした、権利学習の公開授業を進めます。また、実施状況を調査し、学校での取組が充実するよう支援します。(教育委員会事務局)

「子どもの権利 Q&A」の活用を促がすとともに続編を検討します。また、「参加体験型権利学習事例集」を作成・配付し人権尊重教育推進担当者会議を通して教職員の研修に努めます。(教育委員会事務局)

子どもの権利に関する条例パンフレットを効果的に配付し、活用を促がします。(市民・こども局 / 教育委員会事務局)

行政職員に対する研修に子どもの権利に関する視点を組み入れます。(市民・こども局 / 教育委員会事務局)

子どもの権利に関する保育園での職場研修を実施します。(市民・こども局)

児童虐待防止に関する講演会を開催します。また、両親学級等において子どもの権利に関する啓発に努めます。(市民・こども局 / 区役所)

地域において子どもの権利に関する理解が進むよう情報提供等、啓発事業を充実します。(教育委員会事務局 / 区役所)

子どもの権利に関する認識を深めるため、親、教職員をはじめとしたおとなを対象とした学習機会の提供、情報提供、研修等を充実します。(市民・こども局 / 教育委員会事務局 / 区役所) 推進施策 4・13

推進体制

1 庁内推進体制の充実・強化

(1) 子ども支援施策の一元化の推進

子ども支援に関する総合調整機能や、成長や地域特性に対応した機能の強化を図ることにより、生まれる前から青年期に至るまでの全ての子ども支援の施策を一体的に推進するとともに、区役所との連携の強化を図り、地域社会全体で子育てや子どもの成長を支援するため、「こども本部」を新設し、「市民・こども局」を設置します。

(2) 地域における子ども支援の充実・強化

区における「地域の総合的な子ども支援拠点」としての機能強化に向け、学校をはじめとする関係機関や団体との連携を図るとともに、子どもに関する相談や保健・福祉サービスの提供など、子ども支援に関する施策を総合的に推進するため、「こども支援室」を区役所に新設します。

(3) 全庁的な調整・連携の強化

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議子どもの権利施策推進部会を充実し、子どもに関する施策の組織的・横断的な連携を強化します。

2 市民、市民グループ、関係団体等との連携・協働

(1) 子どもに身近なところで関わりを持っている市民、市民グループ、関係団体等との連携や協働を推進します。

(2) 市民グループ等との連携や協働にあたっては、それぞれの立場を尊重し、目的や課題を共有し、役割を明確にするなど自治基本条例に基づく関係づくりに努めます。

(3) 関係機関とのネットワーク化を推進し、実効性のある子どもの権利保障に努めます。

施策の検証及び評価

1 行政による自己評価の実施

(1) 権利委員会（子どもの権利条例第38条に基づき設置）への諮問事項に関わる施策について、権利委員会から示された指標に基づき、自己評価を行い公表します。

(2) 第1次行動計画の実施結果について、所管部署における自己評価を行い、権利委員会に評価を求めその結果を公表します。

(3) 本行動計画については、毎年度進捗状況を把握するとともに、計画の終了時において計画全体の自己評価を実施し、権利委員会の評価を求めその結果を公表します。

2 権利委員会による施策の検証と評価の実施

(1) 人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成された権利委員会により、本市の子どもに関する施策について総合的・客観的な検証を実施します。

(2) 検証においては、子どもの権利に関する実態・意識調査を実施し、本市における子どもの権利保障の状況を把握します。また、市に対し子どもに関する施策についての自己評価を求め、その内容について総合的な評価を行います。

計画の見直し

第1次行動計画の評価、第3期権利委員会による「子どもの相談・救済について」の検証結果等を踏まえ総合的に検討し、2010(平成22)年度末までに本計画の見直しを行ないます。

平成 20 年 4 月 1 日からの新組織名で表記して
います。

補足資料

具体的な取組に係る 261 の事務事業

施策の方向 1 子どもの相談及び救済の充実

推進 施策 (21)	具体的 な取組 (101)	事務事業の内容 (2 6 1)
1		<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の相談機関の広報（市民・こども局） ・児童相談所ホームページ（市民・こども局） ・人権オンブズパーソン子ども向け相談カード及び子ども向けホームページ（市民オンブズマン事務局） ・SOS カードの作成・配布（市民・こども局） ・相談カード「ひとりで悩まないで」の作成・配布（教育委員会事務局）
		<ul style="list-style-type: none"> ・人権オンブズパーソン子ども教室推進事業（市民オンブズマン事務局）
		<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー配置事業（教育委員会事務局） * 学校巡回カウンセラーの拡充（2009 年度） ・教育相談事業（教育委員会事務局） * 教育相談室の増設（2008 年度） ・24 時間電話相談（教育委員会事務局）
		<ul style="list-style-type: none"> ・こども相談事業（各区役所） ・こども家庭センター相談事業（各区役所）
		<ul style="list-style-type: none"> ・思春期保健相談（市民・こども局 / 区役所）
2		<ul style="list-style-type: none"> ・人権オンブズパーソンの機能の研究（市民オンブズマン事務局）
		<ul style="list-style-type: none"> ・北部地域における児童相談所の開設準備（市民・こども局） * 北部児童相談所の整備（2009 年度）
		<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童施設の整備（市民・こども局） * 児童養護施設の整備方針および基本構想の策定（2009 年度） * 児童ファミリーグループホームの新規開設（2008 年度）
		<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の整備事業（市民・こども局） * 新中央児童相談所・一時保護所の整備（2008 年度）
		<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の一時保護所の施設整備、環境整備（市民・こども局） * 一時保護所分室の設置（2009 年度） ・学校における子どもの処遇に関する適正手続き（教育委員会事務局）
3		<ul style="list-style-type: none"> ・地域療育センターにおける相談事業（市民・こども局） * （仮称）西部地域療育センター整備（2008 年度）
		<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センター事業（市民・こども局）
		<ul style="list-style-type: none"> ・思春期外来診療（病院局）
		<ul style="list-style-type: none"> ・精神衛生外来診療（病院局）
		<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康相談活動支援事業（教育委員会事務局）
		<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導等協力者派遣事業（教育委員会事務局）
		<ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室（ゆうゆう広場）（教育委員会事務局） * 適応指導教室の増設（3 か所 5 か所）（2010 年度）
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談員、メンタルフレンド（教育委員会事務局）
		<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）DV 対策行動計画の策定（市民・こども局）
		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利ノートの活用（市民・こども局）

		・里親用「子どもの権利ノート」(市民・こども局)
		・こども相談事業(各区役所)
		・発達の見守りが必要な子への育児支援事業(中原区役所)
		・小学校と幼稚園、保育所の連携事業(中原区役所)
		・幼児の発達支援(多摩区役所)
		・外国籍や外国につながる子どもへの学習支援(麻生区役所)
4		・児童虐待防止啓発講演会(市民・こども局)
		・母子保健指導事業(市民・こども局)
		・児童相談所の専門性の強化(市民・こども局)
		・相談・救済機関に関わる職員に対する研修(市民・こども局)
		・教育広報誌「教育だより川崎」(教育委員会事務局)
		・教育文化会館・市民館事業(家庭教育推進事業)(教育委員会事務局)
		・子育て情報誌の作成(川崎区役所)
		・子育て情報誌の作成(中原区役所)
		・子ども・子育て支援情報発信事業(高津区役所)
		・子育て情報ホームページ(宮前区役所)
		・子どもの権利条例パンフレットの作成・配付(市民・こども局)
		・こども相談事業(各区役所)
		・こども家庭センター相談事業(区役所)
		・地域子育て支援センター事業(市民・こども局) * 子ども文化センターを活用型地域子育て支援センターの新規開設・運営(2008年度)
		・要保護児童対策地域協議会(市民・こども局)
		・児童家庭支援センター事業(市民・こども局)
5		・区を単位とした学校運営支援(教育委員会事務局) * 区の教育体制の整備による学校支援
		・スクールカウンセラーの配置・活用(教育委員会事務局) * 学校巡回カウンセラーの拡充(2009年度)
		・スクールカウンセラー研修(教育委員会事務局)
		・関係機関・学校向け出張研修(市民・こども局)
6		・子ども相談事業(区役所)
		・乳幼児虐待予防事業(市民・こども局/区役所)
		・乳幼児健康審査事業(市民・こども局/区役所)
		・母子相談事業、母子訪問事業(市民・こども局/区役所)
		・母子保健指導者研修(市民・こども局/区役所)
		・幼・保・小連携事業(区役所・教育委員会事務局)
7		・人権オンブズパーソン報告書(市民オンブズマン事務局)
		・人権オンブズパーソン子ども向け相談カード及び子ども向けホームページ(市民オンブズマン事務局)
		・人権オンブズパーソン子ども教室推進事業(市民オンブズマン事務局)
		・人権オンブズパーソン等の機能の研究(市民オンブズマン事務局)
		・人権オンブズパーソンと関係機関・団体との連携(市民オンブズマン事務局)

施策の方向2 子どもの意見表明・参加の充実

8		・川崎市子ども会議推進委員会事業(教育委員会事務局)
		・川崎市子ども会議(教育委員会事務局)
		・川崎市子ども会議の広報(教育委員会事務局)

9	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育推進会議（教育委員会事務局） ・教育課程の編成についての実践事例集の作成・活用（教育委員会事務局）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向けホームページ（市民・こども局） ・子ども向け情報発信事業（幸区役所） ・「きっずページ」（麻生区役所） ・キッズページ事業（交通局） ・子ども記者事業（市民・こども局） ・子ども夢パーク事業（市民・こども局） ・租税教育推進事業（財政局） ・環境副読本（小学生用・中学生用）（環境局） ・出前ゴミスクール（環境局） ・まちづくり副読本作製（まちづくり局） ・副読本「川崎市の下水道」（建設局） ・川崎市小学生下水道作品コンクール（建設局） ・川崎市青少年舞台活動事業（市民・こども局） ・母と子の食生活共同体験事業（市民・こども局） ・教育広報誌「教育だより川崎」（教育委員会事務局） ・長沢浄水場施設見学（水道局） ・川崎市小・中学生作品コンクール（水道局） ・副読本「川崎市の水道」（水道局） ・中学校生徒会役員選挙協力事業（選挙管理委員会事務局）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所における学習指導（市民・こども局） ・児童相談所一時保護所における児童への学習支援(教育委員会事務局) ・在日外国人母子保健サービス支援事業（市民・こども局） ・通訳及び翻訳バンク事業（川崎区役所） ・多文化共生教育「民族文化講師ふれあい事業」等(教育委員会事務局) ・日本語指導等協力者派遣事業(教育委員会事務局) ・多文化・多言語を配慮した情報提供（こども文化センター）(市民・こども局) ・多文化・多言語を配慮した情報提供（保育園）(市民・こども局) ・学校で作成するお知らせにルビ振りの推進(教育委員会事務局) ・民族学校に通う子どもとの交流の促進(教育委員会事務局) ・教育文化会館・市民館事業（識字学習活動）(教育委員会事務局) ・統合保育（市民・こども局） ・特別支援教育体制充実事業(教育委員会事務局) ・障がいへの理解を進めるための啓発、広報（市民・こども局） ・地域での生活を支援するための障害福祉サービス（市民・こども局） ・障害児施設の設置・運営（市民・こども局） ＊（仮称）西部地域療育センター整備（2008年度） ・フレンドシップかわさき事業(教育委員会事務局) ＊フレンドシップかわさきの実施（3区 7区） ・不登校対策連絡協議会(教育委員会事務局)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター（市民・こども局） ＊子ども文化センターを活用型地域子育て支援センターの新規開設・運営(2008年度) ・こども文化センター事業（子育て支援活動の支援）(市民・こども局) ・すくすく子育てボランティア事業（市民・こども局/区役所） ・パパも一緒にジョイフルサタデー(川崎区役所)

	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさきく Sun's キッズ (軽度発達障害を視野に入れた地域支援事業)(川崎区役所) ・若年母のためのグループ「ぷりんクラブ」(川崎区役所) ・在日外国人母子事業(川崎区役所) ・多胎児育児支援「チップとデール」(川崎区役所) ・日吉地区赤ちゃん相談・赤ちゃんはいはいあんよのつどい(幸区役所) ・講師派遣(幸区役所) ・子育て情報誌の改訂(幸区役所) ・子育てグループ育成事業(幸区役所) ・子育て支援ネットワーク事業「子育て情報マガジンの発行」(幸区役所) ・すくすく子育てボランティア連絡会研修会/日吉地区赤ちゃん相談ボランティア研修会(幸区役所) ・子育て支援推進事業(中原区役所) ・乳幼児ふれあい事業(中原区役所) ・多胎児育児支援事業(中原区役所) ・就労妊婦への支援事業(中原区役所) ・在日外国人母子事業(高津区役所) ・子ども・子育て支援情報発信事業(高津区役所) ・「子育て懇談会」(高津区役所) ・赤ちゃん広場(高津区役所) ・たかつ親子教室(高津区役所) ・多胎児育児支援「さくらんぼ」(高津区役所) ・未熟児育児支援「すくすくママキッズ」(高津区役所) ・地域での子育て支援「すくすく講座」(高津区役所) ・親と子の子育て応援セミナー(高津区役所) ・子育てフリースペース「ママと遊ぼうパパもね」(多摩区役所) ・たまたま子育てまつり(多摩区役所) ・子育て支援パスポート事業(多摩区役所) ・子育て安全マット・玩具貸し出し事業(多摩区役所) ・こども総合支援に係る広報事業(多摩区役所) ・生きがいと楽しさを持てる子育て交流支援(多摩区役所) ・次世代育成支援スキンシップコーナー(多摩区役所) ・育児情報提供と交流支援事業(多摩区役所) ・親子ハーモニーランド in あさお(麻生区役所) ・マタニティコンサート(麻生区役所) ・子育て人材バンク事業(麻生区役所)
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健指導事業(市民・子ども局) ・保護者と職員に対する子どもの権利の意識を高めるための機会作り(健康福祉局)
13	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市子ども会議サポーター養成講座(教育委員会事務局) ・かわさき子どもの権利の日事業(市民・子ども局) ・資料提供、講師派遣(市民・子ども局) ・児童虐待防止啓発講演会(市民・子ども局) ・母子保健指導事業(市民・子ども局) ・児童相談所の専門性の強化(市民・子ども局) ・相談・救済機関に関わる職員に対する研修(市民・子ども局) ・教職員研修(教育委員会事務局) ・教育広報誌の発行(教育委員会事務局) ・教育文化会館・市民館事業(家庭教育推進事業)(教育委員会事務局)

	<ul style="list-style-type: none"> ・教育文化会館・市民館事業（PTA 活動研修）（教育委員会事務局） ・子育て情報誌の作成（川崎区役所） ・子育て情報誌の作成（中原区役所） ・子ども・子育て支援情報発信事業（高津区役所） ・子育て情報ホームページ（宮前区役所） ・子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付（市民・こども局）
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の職員研修支援（市民・こども局） ・里親への研修（市民・こども局） ・乳児院等の職員への研修支援（市民・こども局）

施策の方向3 子どもの居場所作りの促進

14	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども夢パーク事業(子ども運営委員会)（市民・こども局） ・子ども夢パーク事業（夢パークつうしん）(市民・こども局)
	<ul style="list-style-type: none"> ・こども文化センター・わくわくプラザ子ども運営会議（市民・こども局） ・こども文化センター運営協議会（市民・こども局） ・こども文化センターだより等（市民・こども局）
	<ul style="list-style-type: none"> ・こども文化センターの施設整備（市民・こども局）
	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年施設における子ども運営委員会（市民・こども局）
15	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども夢パーク事業（市民・こども局） ・青少年フェスティバル事業(市民・こども局) ・青少年舞台活動事業（市民・こども局）
	<ul style="list-style-type: none"> ・こども文化センター事業（中学生・高校生の居場所づくり）(市民・こども局) ・地域での生活を支援するための障害福祉サービス（市民・こども局）
16	<ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室(ゆうゆう広場) (教育委員会事務局) * 適応指導教室の増設（3か所 5か所）(2010年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談員・メンタルフレンド(教育委員会事務局) ・不登校対策連絡協議会(教育委員会事務局) ・不登校の子どもへの情報提供(教育委員会事務局) ・子ども夢パークにおける不登校児童生徒の居場所事業(市民・こども局)
17	<ul style="list-style-type: none"> ・こども文化センターの施設整備（市民・こども局） ・こども文化センターわくわくプラザ室の施設整備（市民・こども局） ・わくわくプラザ事業（市民・こども局） ・学校建設におけるバリアフリー化及び改修事業(教育委員会事務局)
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での生活を支援するための障害福祉サービス（市民・こども局） ・障害児施設の設置・運営（市民・こども局） *（仮称）西部地域療育センター整備（2008年度）
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室や特別支援学校での相互交流(教育委員会事務局)
18	<ul style="list-style-type: none"> ・こども文化センター・わくわくプラザスタッフ研修（市民・こども局） ・子ども夢パークスタッフ研修（市民・こども局） ・校長・保育園長を対象とした研修会の開催（市民・こども局）(教育委員会事務局) ・私立幼稚園への啓発(教育委員会事務局)
	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年団体活動支援事業（市民・こども局） ・青少年団体等への情報提供（市民・こども局） ・青少年育成関係団体への研修（市民・こども局） ・市民グループへの情報提供（市民・こども局） ・教育文化会館・市民館事業（PTA 活動研修）(教育委員会事務局)

	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置・活用(教育委員会事務局) ＊学校巡回カウンセラーの拡充(2009年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ・こども総合支援ネットワーク会議(川崎区役所) ・かわさき子育てフェスタ(川崎区役所) ・こども総合支援ネットワーク会議(幸区役所) ・子育て支援推進事業(中原区役所) ・こどもに関わる部署と児童相談所・精神保健福祉センターとの連絡会(中原区役所) ・なかはらこども未来フェスタ(中原区役所) ・小学校教諭の保育園体験研修(中原区役所) ・子ども・子育てネットワーク会議(高津区役所) ・児童相談所との連絡会議(高津区役所) ・地域療育センターとの連絡会議(高津区役所) ・こども支援に係るネットワーク会議(宮前区役所) ・要支援児童等ネットワーク事業(宮前区役所) ・こども安全・安心見守り事業(宮前区役所) ・こども総合支援連携会議(多摩区役所) ・幼・保・小連携事業(多摩区役所) ・こども情報コーナー事業(麻生区役所)

施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上

19	<ul style="list-style-type: none"> ・教材の研究開発・作成(教育委員会事務局) ＊人権教育補助教材「はたらくひとびと」の作成及び活用資料数の改定(2009年度) ・教育課程の編成についての実践事例集の作成・活用(教育委員会事務局) ・子どもの権利の日週間(教育委員会事務局) ・権利学習派遣事業(教育委員会事務局) ・川崎市子ども会議(教育委員会事務局) ・子ども夢パーク事業(市民・こども局) ・子ども向けホームページ(市民・こども局)
20	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導等協力者派遣事業(教育委員会事務局) ・教材の研究開発・作成(教育委員会事務局) ・子どもの権利ノートの活用(市民・こども局)
21	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさき子どもの権利の日事業(市民・こども局) ・子どもの権利の日週間(教育委員会事務局) ・子どもの権利「Q&A」作成(教育委員会事務局) ・人権尊重教育推進担当者会議(教育委員会事務局) ・体罰防止についての意識啓発(教育委員会事務局) ・子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付(市民・こども局/教育委員会事務局) ・行政職員に対する研修(市民・こども局) ・職員研修(市民・こども局)(教育委員会事務局) ・子どもの権利に関する職場研修(市民・こども局) ・児童虐待防止啓発講演会(市民・こども局) ・母子保健指導事業(市民・こども局/区役所) ・教育文化会館・市民館事業(平和・人権学習、家庭地域教育学級等)(教育委員会事務局) ・かわさき子育てフェスタ(川崎区役所) ・子育てガイド作成事業(川崎区役所)

	・子育て情報誌の作成（川崎区役所）
	・子ども向け情報発信事業（幸区役所）
	・子育て情報誌の作成（中原区役所）
	・子ども・子育て支援情報発信事業（高津区役所）
	・子育てフォーラム（高津区役所）
	・子育て情報ホームページ(宮前区役所)
	・こども情報コーナー（麻生区役所）
	・児童虐待防止啓発講演会(市民・こども局)
	・母子保健指導事業(市民・こども局)
	・児童相談所の専門性の強化(市民・こども局)
	・相談・救済機関に関わる職員に対する研修(市民・こども局)
	・教育広報誌の発行(教育委員会事務局)
	・教育文化会館・市民館事業（家庭教育推進事業）(教育委員会事務局)
	・教育文化会館・市民館事業（PTA 活動研修）(教育委員会事務局)
	・子育て情報誌の作成（川崎区役所）
	・子育て情報誌の作成(中原区役所)
	・子ども・子育て支援情報発信事業（高津区役所）
	・子育て情報ホームページ(宮前区役所)
	・子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付(市民・こども局)
	・おとなが変われば子どもも変わる運動(市民・こども局)
	・資料提供、講師派遣(市民・こども局)

資料

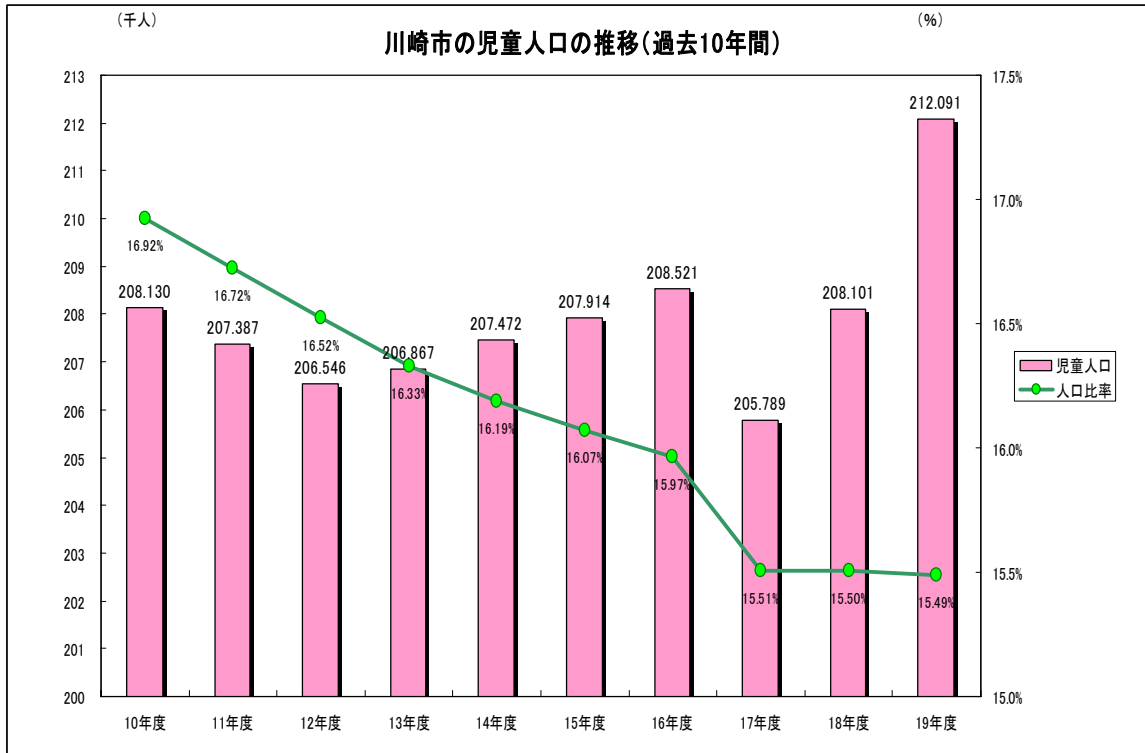
川崎市における子どもをめぐる現状

1 子どもの人口の推移

(1) 全体

出典：「川崎市の世帯数・人口」「川崎市年齢別人口」

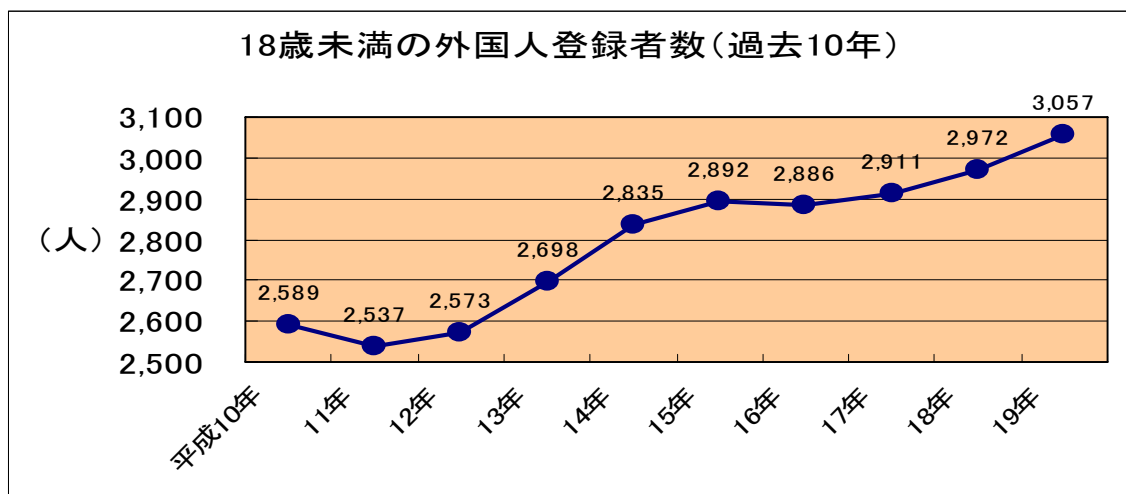
各年10月1日現在の数値。児童人口は18歳未満。



(2) 外国人登録から

18歳未満の人口の推移

出典：「川崎市管区別年齢別外国人登録人口」各年9月末現在。

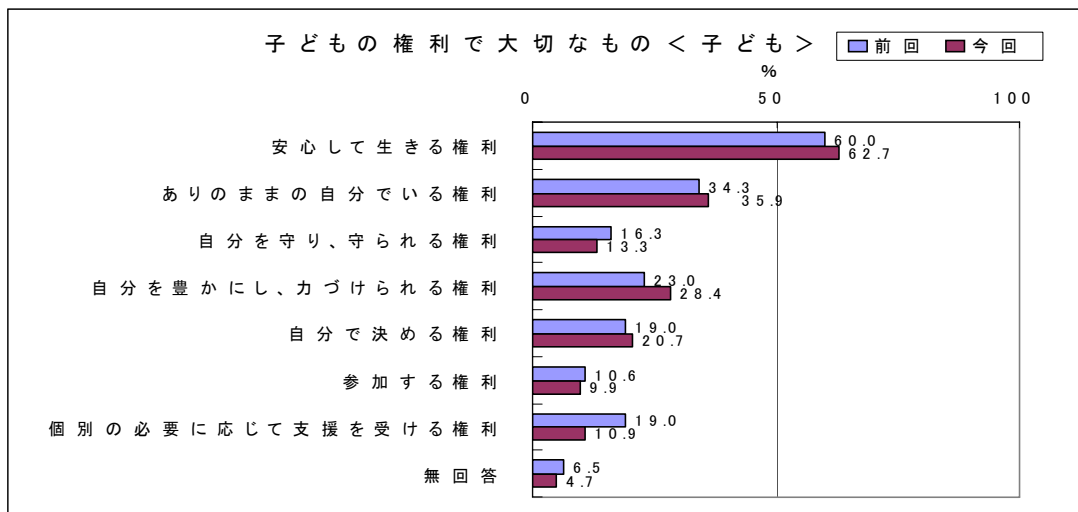


2 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書から

出典：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(2005年10月川崎市発行・調査主体：川崎市子どもの権利委員会)

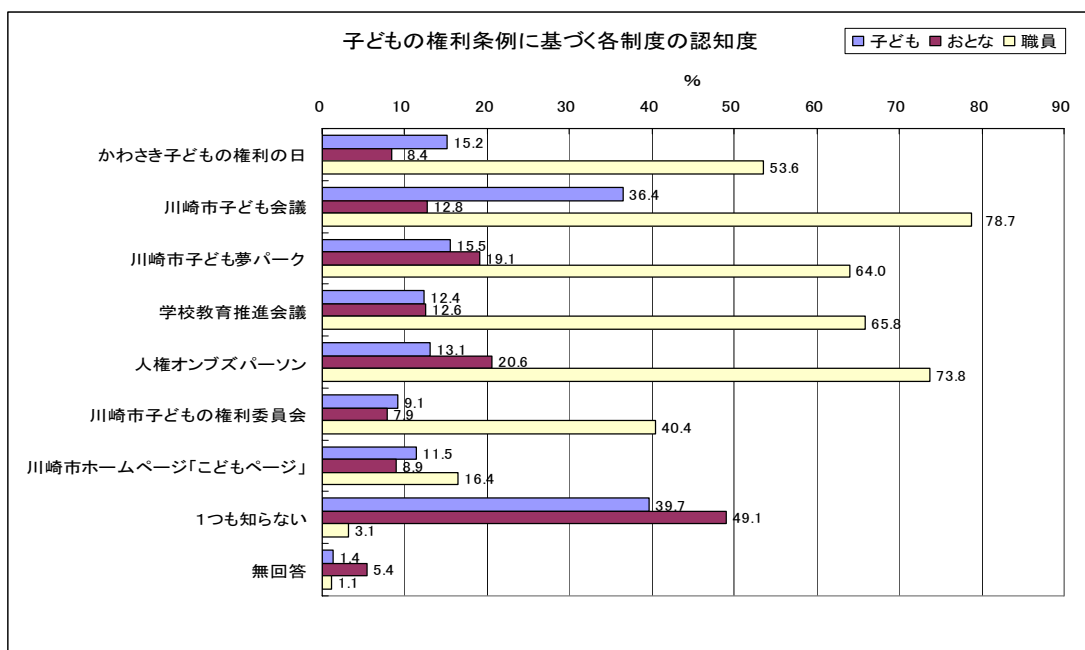
(1) 子どもの権利で大切だと思うもの

*子どもが大切と思っている権利は、「安心して生きる権利」、「ありのままの自分である権利」、「自分を豊かにし、力づけられる権利」が多いという結果でした。



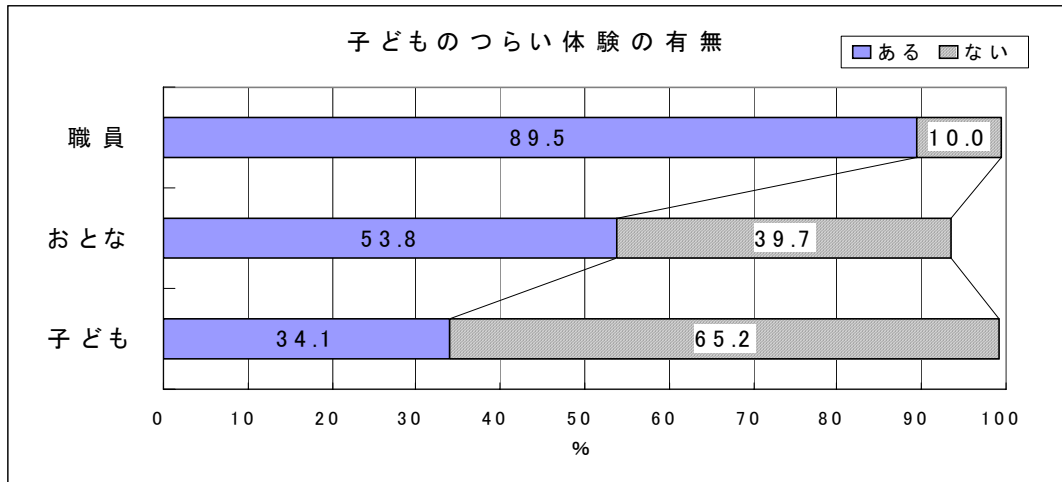
(2) 子どもの権利条例に基づいた各制度の認知度

*条例に基づいた制度を一つも知らないおとなは、49.1%、子どもは、39.7%でした。



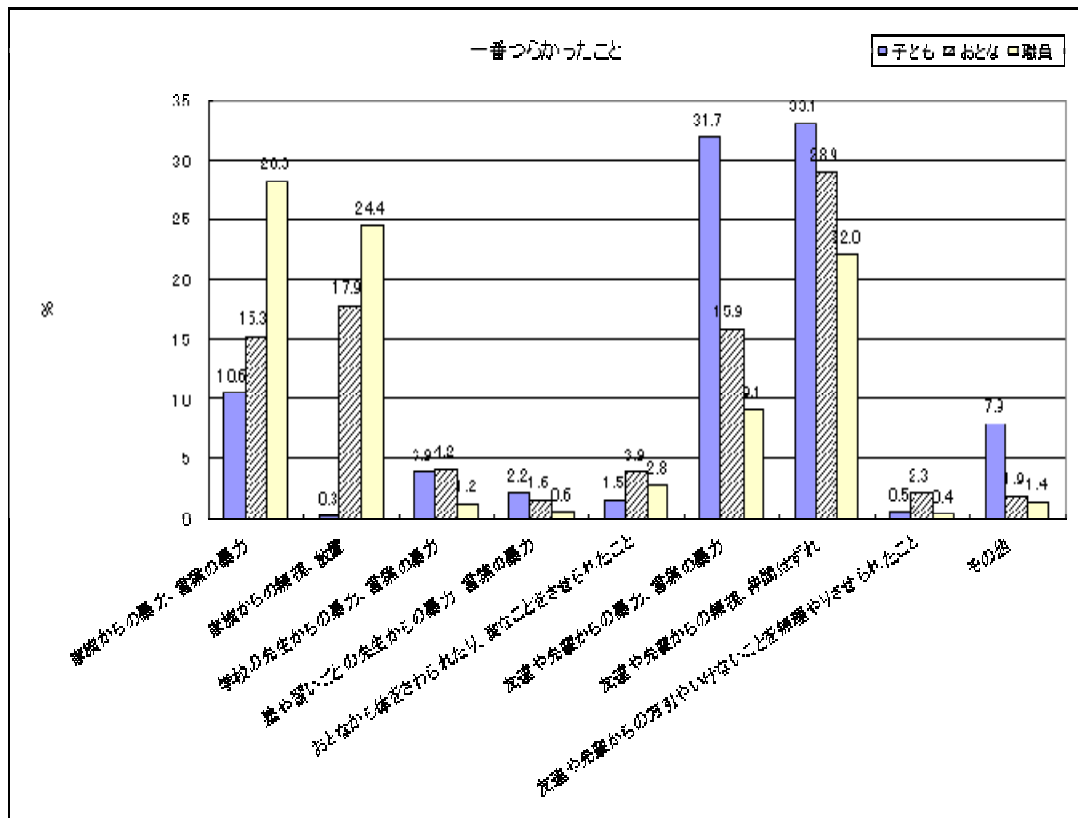
(3) つらい体験と一番つらかったこと、そのときの対処法

* 34.1%の子どもが「つらい体験がある」と回答しました。



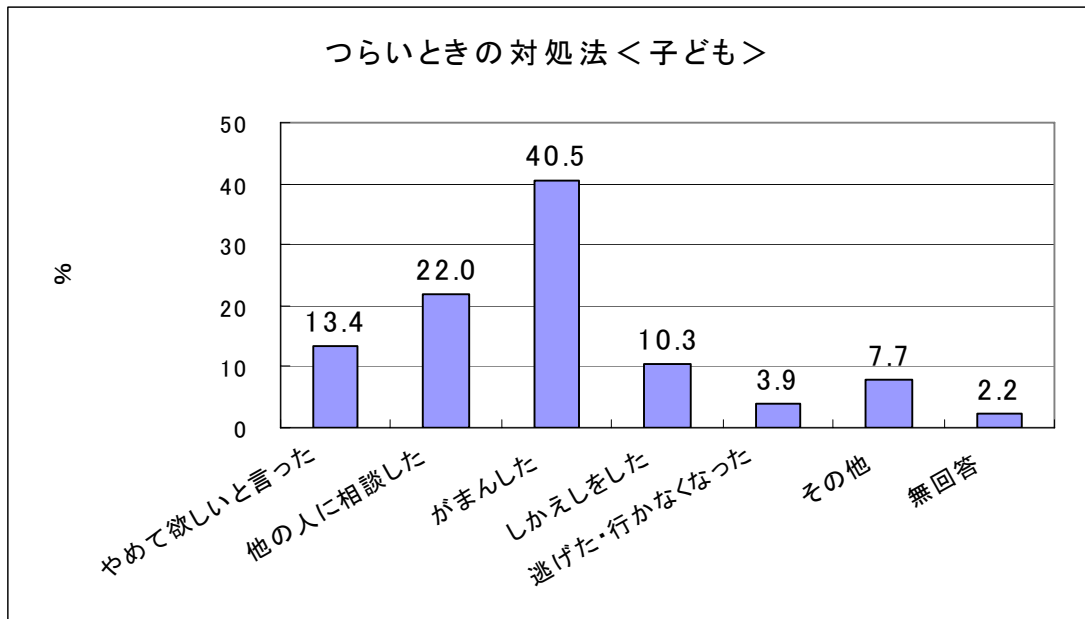
(注)「職員・おとな」への質問は「あなたは子どもがつらくてどうしようもないことを人から言われたりされたりしたことがあると思いますか。」でした。

* 子どもにとってつらかったことは「友だちや先輩からの無視・仲間外れ」33.1%「友だちや先輩からの暴力・言葉の暴力」31.7%でした。



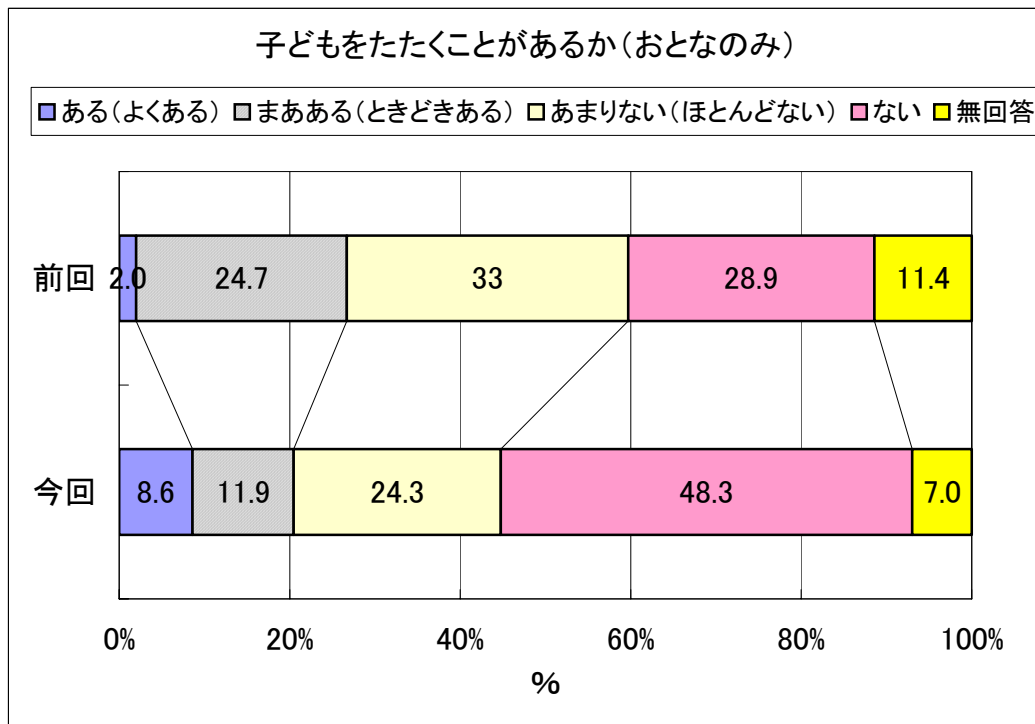
(注)「職員・おとな」への質問は前問で「あると思う」と答えた人に対し、「一番つらいのはどんなことだと思いますか。」でした。

*つらい時の対処法で一番多いのは「がまんした」の40.5%でした。

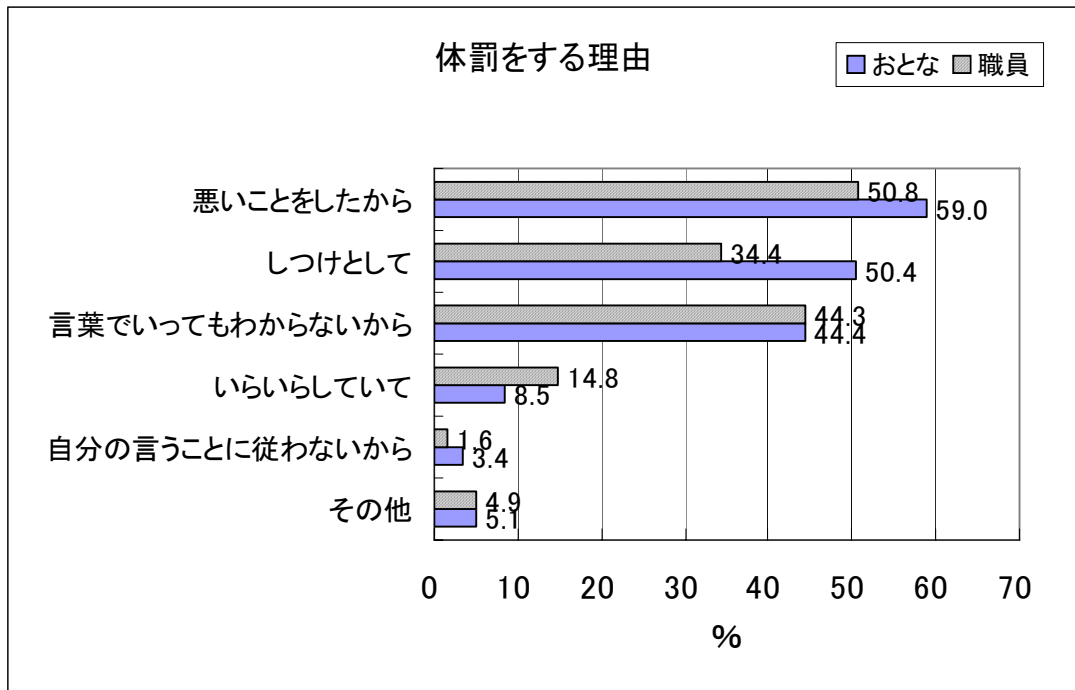


(4) 子どもをたたくことがある

*子どもをたたくことがあるおとなは減少しています。

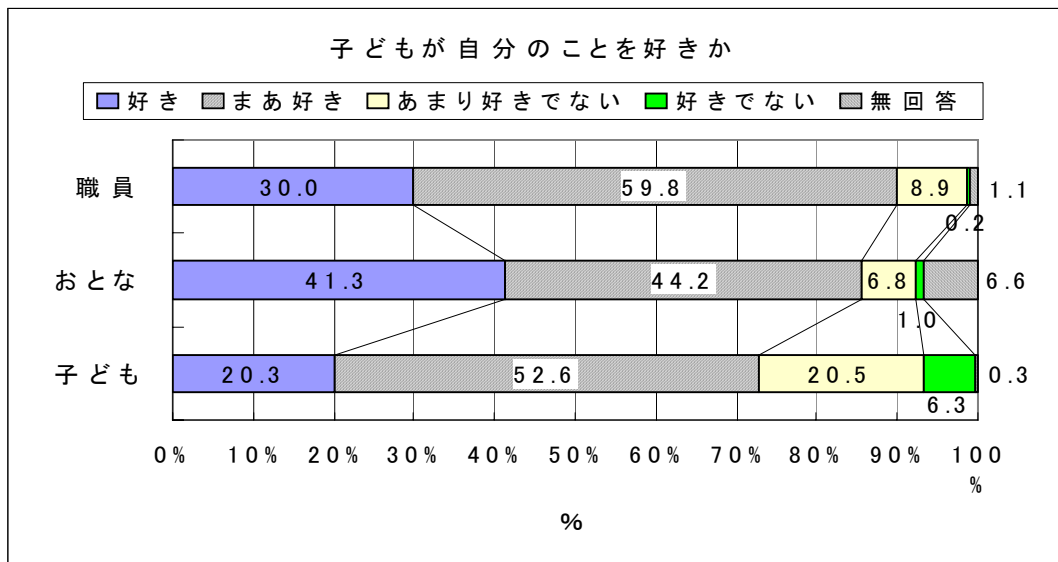


*たたく理由は、悪いことをしたから、しつけとしてが多く、職員はいろいろしてとの回答が一般のおとなより高いという結果でした。



(5) 自己肯定感について

*子どもの自己肯定感は、「自分のことが好き」「まあ好き」を合わせて、72.9%でした。



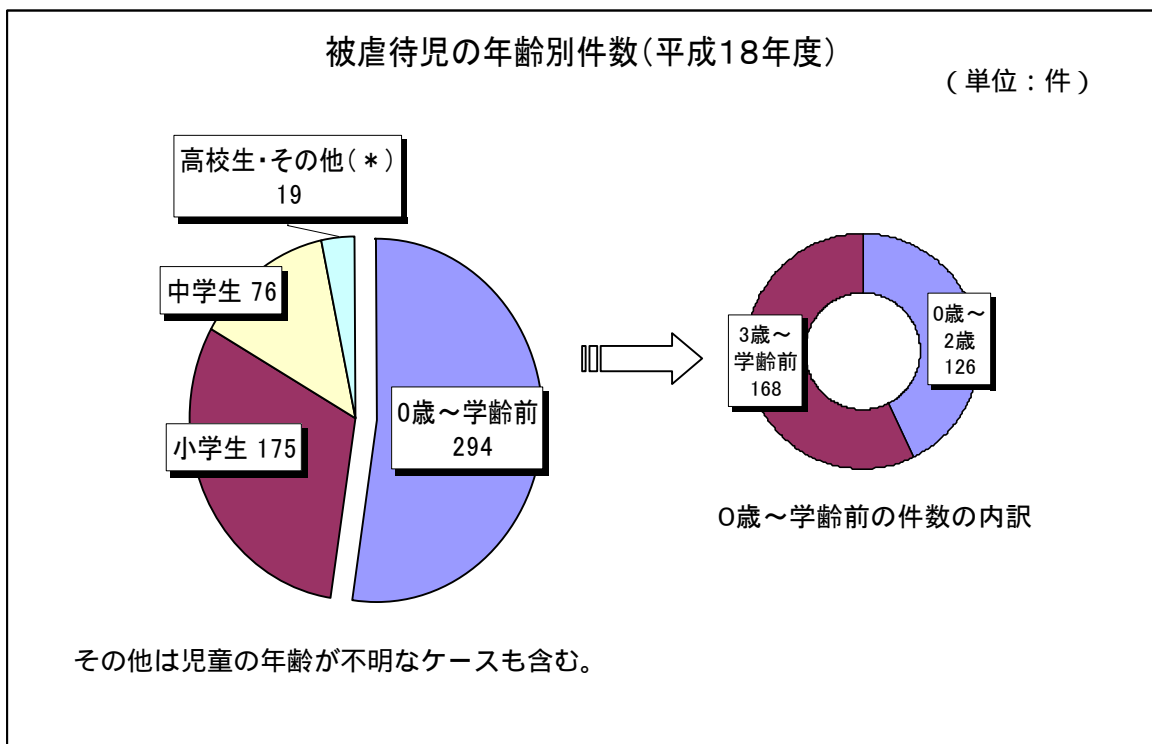
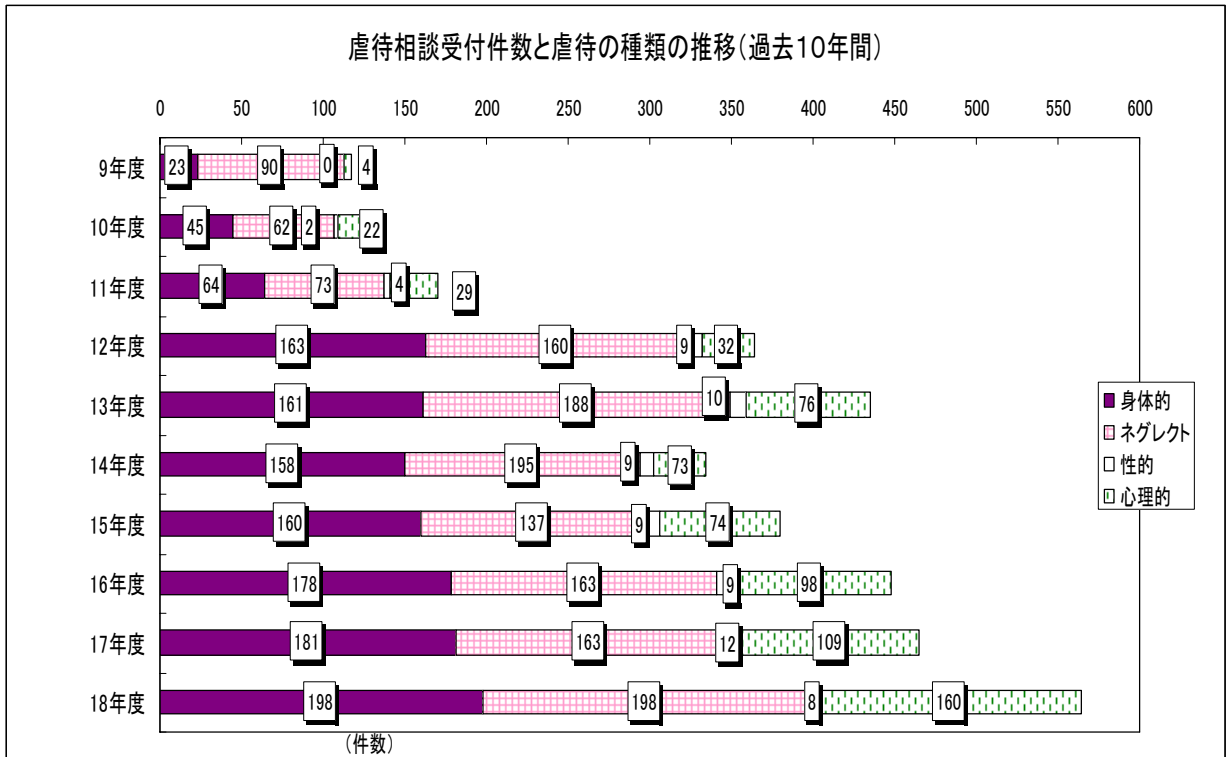
(注)「職員・おとな」への質問は、「あなたは『子どもが自分自身のことをどのくらい好きと思っている』と思いますか。」でした。

3 川崎市における子どもへの相談・救済に関する現状

(1) 児童虐待に関する報告から

出典：「児童虐待に関する報告」(平成18年度版)川崎市中央児童相談所・南部児童相談所発行

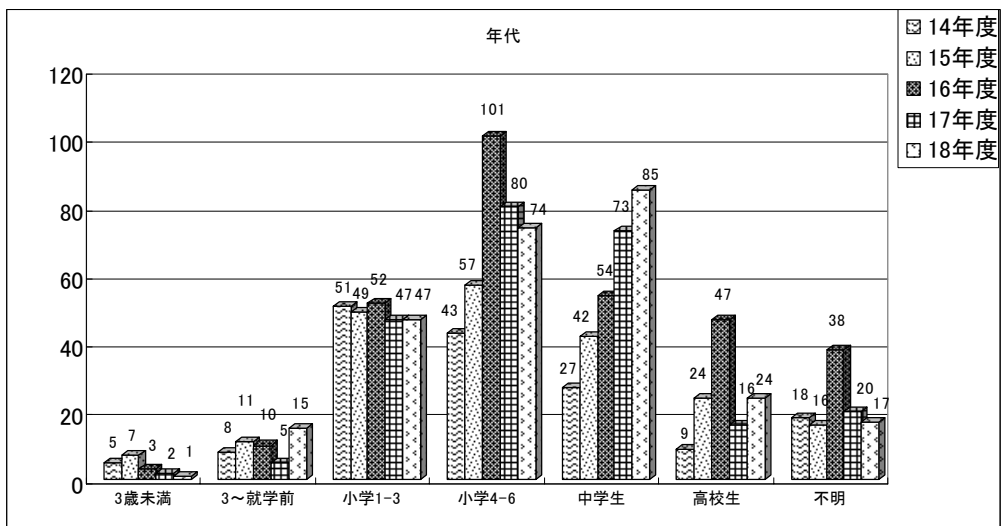
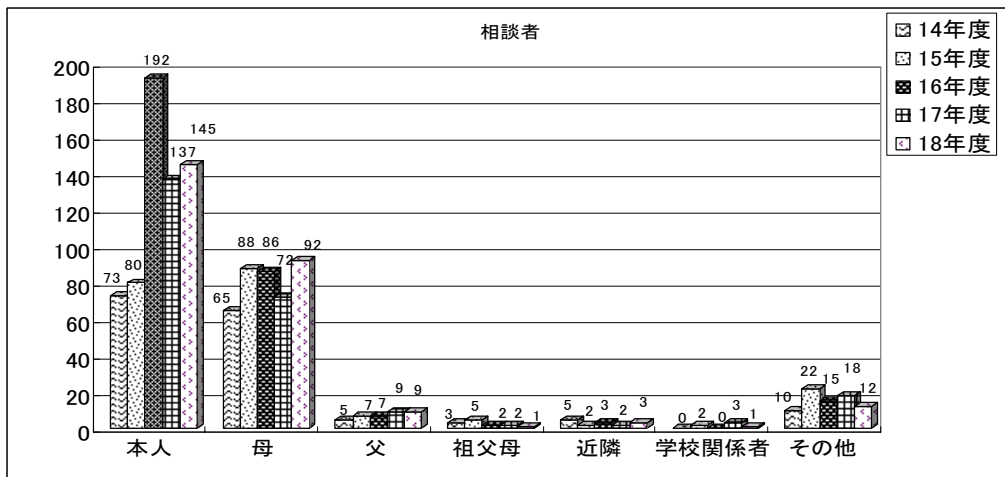
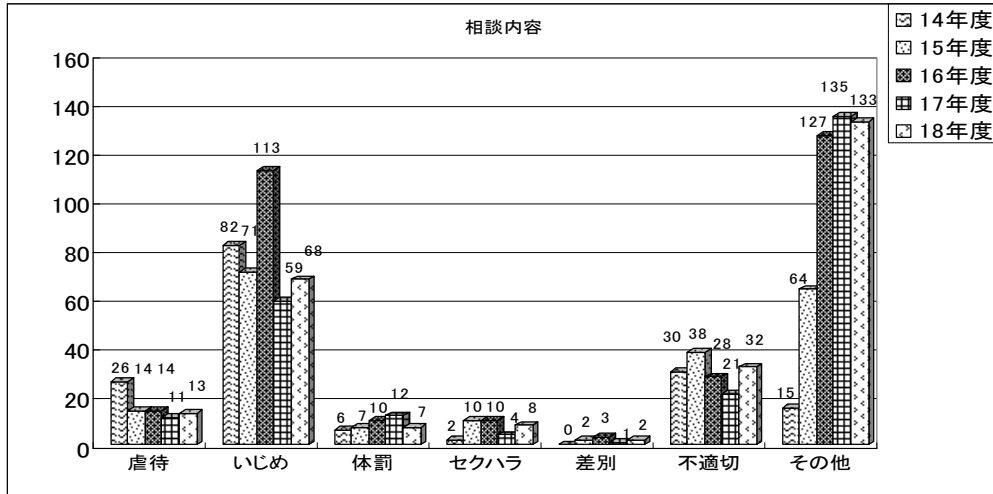
* 児童虐待に関する相談件数は増えています。虐待があるまたはその疑いがあるとされた子ども内の、乳幼児期と小学校年代で8割強になっています。



(2) 人権オンブズパーソン報告書から

出典：「川崎市人権オンブズパーソン平成 18 年度報告書」（2007 年 6 月川崎市人権オンブズパーソン発行）

* 子どもの相談に関する内容では、いじめが多くなっています。相談者は本人からの相談が過半数を占め、なかでも中学生からが増えていきます。 [単位：件]



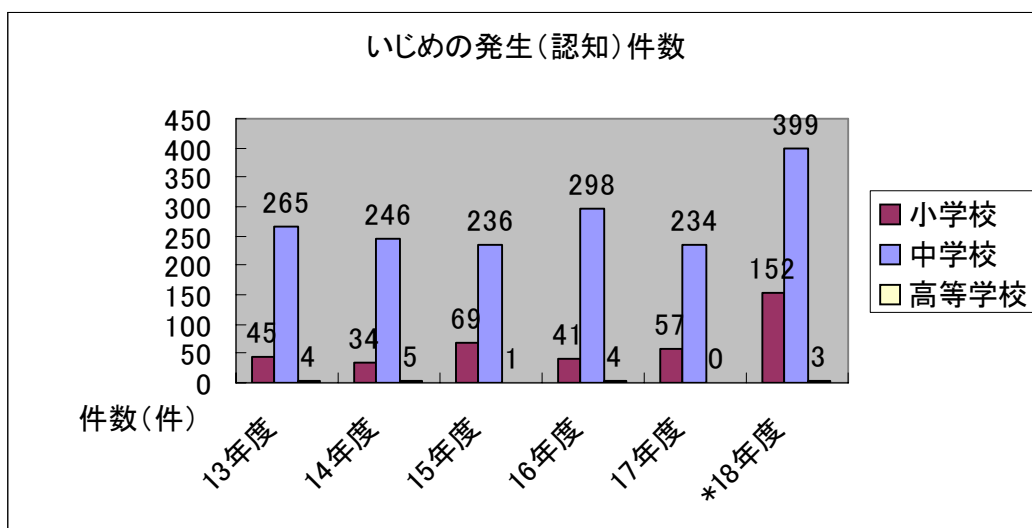
4 川崎市における教育関係の現状と取組の成果

(1) いじめ・暴力行為の発生件数及び不登校の児童生徒数

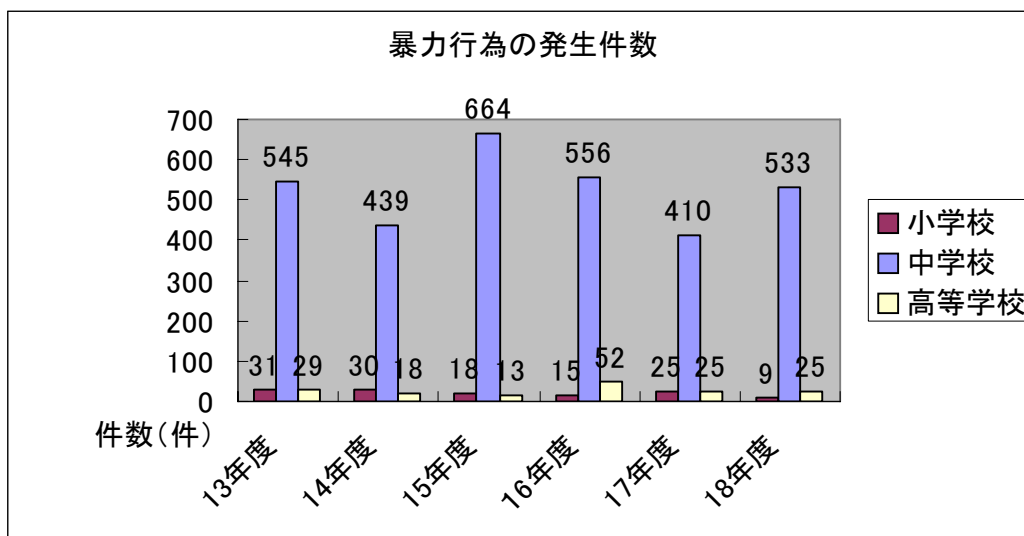
出典：「児童生徒の問題行動等児童生徒指導上の諸問題に関する調査（川崎市）」

ア いじめの発生（認知）件数について

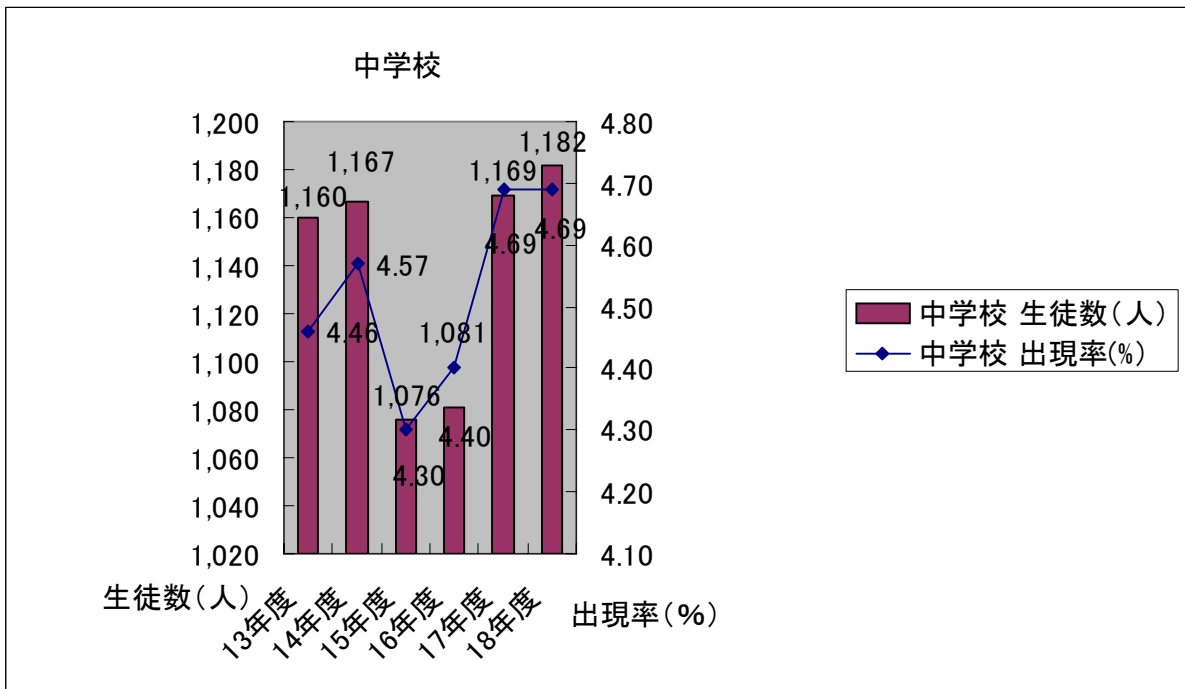
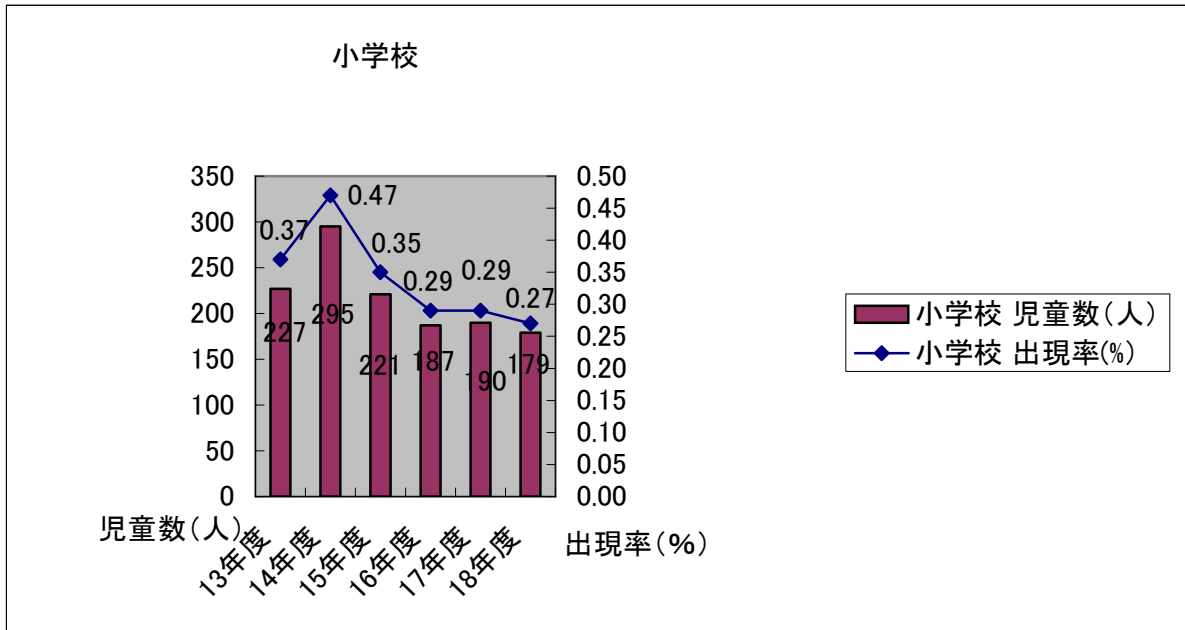
平成 17 年度までは「強いものが弱いものに対して一方的に精神的肉体的に継続して苦痛を与えるもの」として発生件数をとらえ、平成 18 年度からは「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」として認知件数をとらえるというように、いじめに関する定義が変わったため、全国の『いじめの認知数』は前年の発生件数の 6 倍を超え、川崎市では 1.9 倍でした。



イ 暴力行為の発生件数について



ウ 不登校児童生徒数について



(2) 子どもの権利に関する施策の成果及び効果～学校での実践から～

ア 子どもの権利学習と不登校

毎年、各学校の人権尊重教育担当者が参加して研修が実施されています。平成16年度の研修の中で、「子どもの権利学習」に取り組んだA小学校の不登校に関する事例が報告されました。

A小学校では、高学年において、子どもたちが自分の悩みを出し合い話し合う、「子どもの権利」について調べる、権利についてカードなどを用いたランキングを行うといった活動を取り入れた「子どもの権利学習」を実施しました。「小学校3・4年生の2年近くを不登校で過ごした児童は、子どもの権利学習の一連の活動を通して、自分と友達との関係を知り、自分自身を再発見することができ、『ありのままの自分でいい』『友達とも違っていい』ことなどを知り、学校に登校できるようになった。また、その児童は、子どもである自分にもいろいろな権利があり守られていることを知ると同時に、他の人にも権利がありそれを守ろうとする意識ができてきた。さらに、不登校の頃の嫌いだっただ自分について語る中から『大切な自分』という存在に気づき自尊感情を取り戻していった。」という、子どもの変容を担当が実感したという内容でした。

同研修会においては、中学校の実践においても不登校生徒の変容が報告されました。子どもの権利学習と自尊感情（自己肯定感）と子どもの変容についての相関関係が注目される事例です。

(参考資料：2007年度版「子どもの権利学習」指導資料)

イ 子どもの権利学習と児童生徒指導

川崎市総合教育センター「児童生徒指導研究会議」では子どもの権利条例が施行された年から、子どもの権利条例をいかした指導の在り方について研究を重ねてきました。この研究の中で、次のような報告がありました。

B中学校では、「教師が、日常行うすべての指導や手立てについて、人権尊重意識を持って行うことを前提とし、事前調査により児童生徒の実態を把握し、学級の実態に合った参加型の権利学習の単元を設定した。はじめの2時間で『自分探し』『悩みや感情についての話し合い』を通しての自己理解を進め、3時間目にはロールプレイを通して他者に共感する心や自己表現の仕方について学び、4時間目に自分たちの学級をよりよくするための話し合いを行なった。」このような実践を通して他者理解や価値の共有化を図っていました。

B中学校での活動を通して見られた生徒の変化では、「普段あまり考えることがなかった自分や回りの仲間のことを考える契機となり、日常生活で何気なく使っていた言葉を見直し少しずつ相手のことを考えて話そうとする生徒がでてきた」こと、「誰に対しても自分の考えを表現できるようになり、より良い人間関係を築こうとする生徒の姿がみられるようになった」ことが、あげられてい

ました。

教師がしっかりと学級の実態をとらえ適切な権利学習活動を位置づけたことにより、子ども同士の関係だけでなく、子どもの生活基盤となる学級全体の関係改善にもつながることが証明された事例です。

(参考資料：平成 17 年 3 月総合教育センター研究紀要)

ウ 学校教育推進会議における子どもの参加

国の学校教育法施行規則の改正により位置付けられた「学校評議員制度」及び川崎市子どもの権利に関する条例第 33 条の「より開かれた育ち・学ぶ施設」の機能を併せ持つ学校教育推進会議が、市内全校に設置されました。学校教育推進会議は、子どもたちを委員として受け入れ、その参加する権利や意見を表明する権利を保障するものです。子ども委員の人数や参加形態には学校それぞれで違いがありますが、小・中学校各 1 校の実践の一部を紹介します。

C 中学校では、大人委員と子ども委員が一緒になり、意見を述べる全体会以外に、子どもたちだけで自由に意見を出し合える「子ども部会」が開かれています。子ども部会では校長先生が、子どもたちの意見を聞き取り、全生徒・保護者・地域に返していく役割を担っています。校長先生は、なるべく子どもたちが意見を出しやすいように話し合いを進め、間違っただけの情報があればそれを修正する程度で、子どもたちの自由な発言を止めるような言葉かけは控えています。子どもたちの話し合いは、各学級での学習場面や学校生活全般にわたり活発なものとなっており、学校運営の参考になっている様子が伺えました。

毎年 11 月に、「川崎市子どもの権利に関する週間」前後には多くの学校において教科の授業実践や権利学習への取り組みが保護者や地域の方に公開されています。コミュニティスクールとして開校した D 小学校では、この週間の中で、希望する子どもたちが、学校運営協議会の委員の前で自分の意見を述べる「子どもの意見を聞く会」が開かれています。実施 1 年目の昨年度は、6 名の子どもが参加しましたが、2007 (平成 19) 年度は、17 名の子どもたちが参加しました。子どもたちは、「校庭での遊び方」から「図書室やパソコンルームの使い方」まで様々な意見を大人委員の前ではっきりと述べていました。「子どもが、日頃思っていることを自由に述べてよい」という場の雰囲気が見て取れました。D 小学校の学校運営協議会では、委員から「子どもの意見を聴きたい」との意見が出され、「子どもの意見を聞く会」が毎年開催されています。

各市立学校では、さまざまな工夫をしながら、子どもの参加を進めています。

(*平成 19 年度に公開で行なわれた学校教育推進会議の様子を紹介したものである。)

5 子どもからの意見

行動計画策定にあたり、市内の子どもたちから子どもの権利や人権について感じたり、考えたりしたことについて意見をいただきました。

調査期間：平成19年10月から平成20年2月

抽出：中学校3校及び川崎市子ども会議

協力してくれた子どもの数：54人

調査方法：対話及びアンケート

- ・一人一人の権利を大切にすることは大切と思う。
- ・健やかな子どもとして生きるための権利・人権として大切なものだと思う。逆にこれがないと思うとかなり怖い。初めて知った時も、「僕たちはみんなに守られている」と思ったほどとても大切だと思う。
- ・人権は、自分らしく生きるために必要不可欠なことだと思う。でも実際は守られていないし、普段あまり考えることもない。だからもっと一人一人が尊重し合えばいいと思う。
- ・人権はあたりまえだと思った。
- ・子どもだからといって差別されない権利が大切だと思う。
- ・人の権利は全て平等だということを強く感じた。
- ・国際理解教育の時に人権について考えた。相手のことを考え思えば人権を否定されるようなことは起きないと思う。子どもの権利については、このようなものがあることで安心感をいただいた。
- ・人権を大切にしなければいけないといっているが、普段は気にかけていないことが多いと思う。自分が意識して気にするか自分以外の人が苦しんでいることがわかる出来事がないと無理だと思う。
- ・いじめは今の世の中で普通になっていて人権に多少反していると思う。もう少し、周りの人が気付けば変わるのにもったいないと思う。
- ・あまり考えたことはないが、人権を守らず、いじめなどをするのはいけないと思う。
- ・講演会でいじめなどの話を聞くといじめはいけないと思う。普通に学校に通えて勉強ができること、自由に意見が言えることを大切にしたい。
- ・クラス内でも簡単に「人権」という言葉を口にする人がいる。「人権」を軽く考え過ぎていると思う。
- ・いじめ、国籍の違いによる差別など実際に講演を聴いて学習してきたが、いじめはいじめられる人が原因ではなく、いじめる側に原因があることを学んだ。
- ・人権はとても大切なものであり、一人一人にあるものだと思ったが、いじめや虐待などにより人権が簡単に破られてしまっているのもっと大切にしていける必要があると思う。差別等についても考えていく必要があると思う。

- ・人種差別や男女の差別は悪いと思った。いじめの話を講演会や先生から聞く度に良くないと思った。
- ・友人同士でも無視することがあるのでもっと人権や子どもの権利について興味を持つべきだと思う。
- ・人権を主張するなら義務を果たすべきだと思う。
- ・人には義務と権利があり、誰にもあるもので、国が保障している。それはあたりまえであり、とても大切なものだと思う。
- ・権利も確かに必要だが、「義務」についても少し考えるべき。
- ・子どもが子どもとして、やってはいけないことをしている。また、子どもが子どもとして、しなくてはいけないことをしていないと思う。
- ・学活の時間にみんなで話し合い、一人ひとりの権利を決めていった。
- ・感じたことはない。これからは考えたい。
- ・人権を作った人に会って、人権のことを全部教えてもらって、理解したいと思う。
- ・人権について理解できない部分があるので理解したい。
- ・授業中のおしゃべりなど人に迷惑をかけることは人を認めてないことなので、もっと人を認めてあげるのが良い。
- ・世界にはじぶんたちより貧しい人がいると思うとがんばろうと思う。
- ・日ごろは人権について考えて見たことがなかったので学校で授業をしてもらったことで、権利の重要性について改めて知ることができた。
- ・日ごろ、軽々しく使っている言葉だけれど、勉強して重さがわかった。
- ・いじめについて講演を聞いたり、在日朝鮮人の人の話などさまざまな話を聞いて少し自分の学校生活が変わったし、いろいろなことを思った。
- ・世界と日本人々の生活等に関してはすごく考えさせられました。
- ・中学校になってから権利学習をやっていないが子どもに権利があると言われると心強い。

(3 1 件)

川崎市子どもの権利に関する条例

2000（平成12）年12月21日

川崎市条例第72号

最近改正 2005（平成17）年3月24日

目次

前文

第1章 総則(第1条～第8条)

第2章 人間としての大切な子どもの権利(第9条～第16条)

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障(第17条～第20条)

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障(第21条～第25条)

第3節 地域における子どもの権利の保障(第26条～第28条)

第4章 子どもの参加(第29条～第34条)

第5章 相談及び救済(第35条)

第6章 子どもの権利に関する行動計画(第36条・第37条)

第7章 子どもの権利の保障状況の検証(第38条～第40条)

第8章 雑則(第41条)

附則

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実には保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交

流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市民をはじめとする市に関係のある 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
- (2) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設
- (3) 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者

(責務)

第 3 条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。

3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。

4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

(国等への要請)

第 4 条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し

協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

(かわさき子どもの権利の日)

第 5 条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

(広報)

第 6 条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

(学習等への支援等)

第 7 条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(市民活動への支援等)

第 8 条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

第 2 章 人間としての大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第 9 条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第 10 条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 命が守られ、尊重されること。

(2) 愛情と理解をもって育はくまれること。

(3) あらゆる形態の差別を受けないこと。

(4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。

(5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。

(6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

(ありのままの自分での権利)

第 11 条 子どもは、ありのままの自分であることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り、守られる権利)

第 12 条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の間が与えられること。

(自分を豊かにし、力づけられる権利)

第 13 条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

第 14 条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第 15 条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第 16 条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

第 3 章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第 1 節 家庭における子どもの権利の保障

(親等による子どもの権利の保障)

第 17 条 親又は親に代わる保護者(以下「親等」という。)は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

- 2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。
- 3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。
- 4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

(養育の支援)

第 18 条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

- 2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。
- 3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しな

なければならない。

(虐待及び体罰の禁止)

第 19 条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

(虐待からの救済及びその回復)

第 20 条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。

3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

第 2 節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

(育ち・学ぶ環境の整備等)

第 21 条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」という。)は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。

2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

(安全管理体制の整備等)

第 22 条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合であっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。

2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止等)

第 23 条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

(いじめの防止等)

第 24 条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

- 2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

(子ども本人に関する文書等)

第 25 条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。

- 2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。
- 4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。
- 5 第 1 項の文書及び第 3 項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。
- 6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

第 3 節 地域における子どもの権利の保障

(子どもの育ちの場等としての地域)

第 26 条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

- 2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。

(子どもの居場所)

第 27 条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所(以下「居場所」という。)が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

(地域における子どもの活動)

第 28 条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

第 4 章 子どもの参加

(子どもの参加の促進)

第 29 条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

(子ども会議)

第 30 条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議(以下「子ども会議」という。)を開催する。

2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。

3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。

4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

(参加活動の拠点づくり)

第 31 条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

(自治的活動の奨励)

第 32 条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

(より開かれた育ち・学ぶ施設)

第 33 条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

第 34 条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

第 5 章 相談及び救済

(相談及び救済)

第 35 条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

第 6 章 子どもの権利に関する行動計画

(行動計画)

第 36 条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第 38 条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

(子どもに関する施策の推進)

第 37 条 市の子どもに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもを支援するものであること。

第 7 章 子どもの権利の保障状況の検証

(権利委員会)

第 38 条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)を置く。

2 権利委員会は、第 36 条第 2 項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況に

ついて調査審議する。

- 3 権利委員会は、委員 10 人以内で組織する。
- 4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第 4 項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

第 39 条 権利委員会は、前条第 2 項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

- 2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。
- 3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。
- 4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。
- 5 権利委員会は、第 2 項の報告及び第 3 項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。
- 6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第 40 条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

第 8 章 雑則

(委任)

第 41 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
(権利侵害からの救済等のための体制整備)

- 2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

附 則(平成 13 年 6 月 29 日条例第 15 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成 14 年 3 月 29 日規則第 33 号で平成 14 年 5 月 1 日から施行)

附 則(平成 14 年 3 月 28 日条例第 7 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日条例第 7 号) 抄

この条例は、公布の日から施行する。

「児童の権利に関する条約」

(抜粋)

前文

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。

2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。

2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。

3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡(その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。)等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。

2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国(自国を含む。)からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、

公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第 11 条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第 12 条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第 13 条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1 の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第 14 条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が 1 の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第 15 条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1 の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第 16 条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1 の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

（a）児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第 29 条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。

（b）国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。

（c）児童用書籍の作成及び普及を奨励する。

（d）少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。

（e）第 13 条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第 18 条

1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。（以下省略）

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会子どもの権利施策推進部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 川崎市子どもの権利に関する条例に規定される内容の総合的な推進を図るため、関係部局との連絡調整を行うことを目的として、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱第6条第5項の規定に基づき、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会に子どもの権利施策推進部会(以下「推進部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進部会は、別表に掲げる関係部課をもって組織する。

2 部会長は、市民局人権・男女共同参画室長をもって充てる。

(部会長の職務)

第3条 部会長は、当該推進部会の事務を総理する。

(会議)

第4条 推進部会の会議は、部会長が召集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第5条 推進部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 子どもの権利に関する行動計画の策定に関すること。
- (2) 子どもの権利委員会による施策の検証等に関すること。
- (3) 子どもの権利の日にかかわる事業に関すること。
- (4) その他子どもの権利に関する施策の推進に関すること。

(庶務)

第6条 推進部会の庶務は、市民局人権・男女共同参画室において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は、部会長が推進部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成13年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月30日から施行する。

附 則
この要領は、平成15年4月15日から施行する。

附 則
この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成18年4月3日から施行する。

附 則
この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成19年4月6日から施行する。

附 則
この要領は、平成19年10月11日から施行する。

別表（第2条関係）

関 係 部 課	総 合 企 画 局	都市経営部企画調整課
	市 民 局	人権・男女共同参画室
		地域生活部青少年育成課
	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当主幹
	健 康 福 祉 局	障害保健福祉部障害福祉課
	こ ども 事 業 本 部	企画調整担当
		こども施策推進部こども家庭課
		こども施策推進部こども計画課
		こども施策推進部保育運営課
	川 崎 区 役 所	こども総合支援担当
	幸 区 役 所	こども総合支援担当
	中 原 区 役 所	こども総合支援担当
	高 津 区 役 所	こども総合支援担当
	宮 前 区 役 所	こども総合支援担当
	多 摩 区 役 所	こども総合支援担当
	麻 生 区 役 所	こども総合支援担当
	教 育 委 員 会 事 務 局	総務部人権・共生教育担当
		学校教育部指導課
生涯学習部生涯学習推進課		
総合教育センターカリキュラムセンター		

第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画

2008(平成20)年3月

川崎市市民局人権・男女共同参画室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2344

FAX：044-200-3914

メールアドレス 25zinken@city.kawasaki.jp

平成20年4月1日からの組織変更により市民局人権・男女共同参画室は市民・こども局人権・男女共同参画室になります。

電話番号・FAX・メールアドレスは変わりません。